

午前10時00分 開 議

○委員長（渡辺 俊君） 皆さん、おはようございます。ただいまから決算審査特別委員会を再開いたします。

現在の出席委員は24名であり、定足数に達しているので、会議は成立いたしました。

本日は、認定第1号 平成20年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定についての審査及び認定第1号から認定第17号までの各議案の採決並びに意見の聴取を行います。審査の進め方については、歳出、歳入の順に原則1款ごとに審査を行います。また、各款に共通する事項についての質疑は、歳出、歳入の各款ごとの質疑終了後に行います。

これより審査に入ります。お諮りいたします。歳出の第1款議会費及び第2款総務費については一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第1款議会費及び第2款総務費について説明願います。

総務課長。

○総務課長（小林静雄君） それでは、認定第1号 平成20年度一般会計歳入歳出決算の説明について事項別明細書に基づき、歳出の主な内容について説明いたします。

それでは、最初に第1款議会費であります。96ページをお開きください。主な歳出は、市議会議員の報酬及び市議会の運営に要する経費であります。

次に、第2款総務費、100ページをお開きください。総務費全体の執行率は76.4%であります。1目一般管理費につきましては、136人の区長報酬ほか職員の給料、手当等に支出したものが主なものであります。

102ページをお開きください。2目電算管理費につきましては、14節使用料及び賃借料では電算システム賃借料及び住民情報システム賃借料等に支出したものが主なものであります。

104ページをお開きください。3目文書広報費につきましては、11節需用費では市報たいないの印刷製本費が主なものであります。

次に、106ページ、6目企画費、13節委託料ではリゾート活性化調査検討業務委託並びに19節負担金補助及び交付金では、主に地域公共交通協議会負担金並びに生活交通確保対策運行費補助金に要した経費であります。

108ページ、7目財産管理費につきましては、庁舎の維持管理費に要した経費であります。

110ページ、8目交通安全対策費では、15節工事請負費ではカーブミラー設置24件、道路区画線設置1万1,673メートル、路面表示設置49カ所の経費であります。

9目支所費につきましては、15節工事請負費、黒川庁舎改修工事が主なものであります。

114ページ、12目諸費では、23節償還金利子及び割引料では、市税過誤納等還付金並びに所得

変動に伴う還付金の経費であります。

122ページをお開き願います。4項選挙費では、2目新潟県知事選挙費、3目胎内市農業委員会委員一般選挙費、4目新潟海区漁業調整委員会委員一般選挙費、5目胎内川沿岸土地改良区総代選挙費については、いずれも選挙費の経費でありました。

以上で第1款議会費及び第2款の総務費の説明を終わります。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款議会費及び第2款総務費について質疑を行います。ご質疑願います。

小林委員。

○委員（小林兼由君） おはようございます。111ページ、N I 友好会館管理費ですが、たびたび同じようなことを聞くようで大変恐縮するのですが、ただいまの今現在の利用状況わかったら教えていただきたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） 利用状況でございますが、20年度の利用状況といたしましては、一般利用者数が128件で5,713人、それからS I Uとアメリカンハイスクール関係で2件で100人、トータルで130件の5,813人ということでございます。これは、前年度が3,927人でございますので、前年度と比較しますとおおむね2,000人程度利用者は増えているという状況でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 5,700人ですか、そのことに関しては私、本来聞きたいのは今聞くとところ学校法人としてはあまり利用されていないとお見受けしますけれども、今後の学校法人との利用についての話し合いはなされているのかということと、そういう利用されない場合の扱いについて県ともどのような話し合いをなされているのか、その2点についてお伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） 大変残念ではありますが、現在学校法人のほうで今のところアカデミーということで英語教室に使っているだけでございまして、そのほか具体的にこれこれこういった利用方法をやりたいというようなことはございません。今後も今太平洋もしくはNSGということで、利用方法についての検討は行っているところでありますが、具体的なこれこれこういったことに今現在利用したいというようなことは、特に申し上げるようなことはまだない状況であります。

それと、県のほうであります、県のほうといたしましても利用状況がこれこれこういったものに使うというような具体的な話がないことには、例えばこちらのほうにもらうなりというようなことについても具体的にまだ大変申しわけないのですが、利用状況がない状況であると具体的なお話までいっていないというような現状でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 学校法人、アカデミーで利用しているということですが、このような利用状況で五千何がしの利用でしたら、私は産業文化会館で十分役割果たせると感じるわけですが、このような利用状況で毎年のように2,800万円も税を支出するということは、本当に住民に対しても申しわけないのではないかなという気がするわけです。だから、学校法人のほうからは現在は何も言ってきていないと言いますけれども、やはりこういう負担するのは市ですから、市から積極的に話しかけて今後の考え方、利用の仕方、その辺を考えまして、市としても利用方法を十分に検討する必要があるのではないかなと、私はこの建設に対しての利用目的はもう果たされたのではないかなとを感じるわけです。その辺について、本当に当局としてはどう考えているのか、もう少しはっきりした答えを出せないのか、県にも十分やはり詰めまして、この話は進めるべきだと思うのですが、課長その辺についてはどうなのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） 今委員ご指摘と同じようなことを、一般質問の中で佐藤議員のほうからもN I 友好会館の運用について同じようなことで一般質問をいただいております。そこでも市長のほうから答弁をする予定でございますが、具体的な動きといたしましては、はっきり申しまして今現在学校法人のほうで使っているのが英語教室だけなわけです。ですので、例えば今委員がおっしゃいましたように使用場所を別なところでできないかとか、それによって県の補助金が入っておりますので、閉館というのはこれは無理でございますので、一時休むとか、具体的に二千数百万円なり毎年支出を行っているわけですので、その支出をまず減らす工面をしたいと今考えておまして、そういったことでは学校法人と、現在学校法人のほうで英語教室もよそでできる条件が整えば閉館もやぶさかではないというのが事務レベルでの話としてはそういったところを、事務レベルではちょっと話をさせていただいているようなところでございます。全くおっしゃるとおりで、二千数百万円なりのお金をかけているわけでございますので、その辺についてはいつもの答えと同じではありますが、ちょっと突っ込んだところで話を事務レベルなりに進めているところでございますので、ご理解お願いいたしたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 小林委員。

○委員（小林兼由君） 済みません、佐藤さん、申しわけない。参考までにお聞きしますが、これを全く利用しないという場合の管理費はどのくらいかかると見ておられますか。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） その辺今計算しているところなのですが、なぜ管理費これだけかかるかと申しますと、あの建物、施設自体が委員ご存じのとおり市の所有部分と法人所有部分、それから共有の部分とあります。もともとつくったときがアメリカ大学バージョンでつくっているわけでございますので、市の共有部分だけの電気をとめるとか、法人の部分だけをとめるかということができないわけでございます。したがって、もし話が仮にあそこをちょっと

休むとなると、とめることができるわけです。そうするとぐんと落ちると思います。ですから、今後の話し合いいかんによってはかなり、本当にこれは事務レベル段階ではありますが、軽減は図れるのではないかというふうに踏んでおります。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） ちょっと細かいことで済みませんが、108ページ、負担金補助及び交付金の中で今現在公募で売りに出している旧町営プールの工事負担金がありますけれども、この工事内容を教えてください。それと、この施設なのですけれども、予算額が39万2,000円、支払済額39万1,650円で不用額350円になっていますけれども、工事負担金が予算額と同じになっているのですけれども、この点についてもひとつお願いします。

それと、もう一点、110ページの同じく負担金補助金及び交付金の中のチャイルドシートの購入補助金、これ何人分の補助金なのかお教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） チャイルドシート購入補助金、117件分の補助金でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 町営プール工事費負担金でありますけれども、これにつきましては町営プールをまず売ることによって一応進めたわけでありまして、そこに埋設管がございまして、その移設経費であります。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 350円はどうなっています。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 350円の関係でありますけれども、その上の工事費から負担金のほうへ流用して端数の350円が不用額になったということであります。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第1款及び第2款の質疑を打ち切ります。次に、第3款民生費について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） おはようございます。それでは、第3款民生費の歳出についてご説明を申し上げます。

歳入歳出決算事項別明細書127ページからでございます。1項1目でございますけれども、社会福祉総務費でございます。ここでは職員の人件費のほか、13節で委託料でございますけれども、ここではコミュニティーバスの運行に係るものでございます。昨年同様乙地区、築地地区に運行したものでございます。なお、このバスの運行につきましては、今年度からディマンドタクシー

等の事業が始まりましたことから、20年度で終了してございます。また、19節では各種福祉関係団体への負担金、補助金のほか、集会所建設補助金を支出してございますけれども、これにつきましては昨年度、20年度でございますけれども、城塚自治会ほか3集落へ補助でございました。

次に、129ページをごらんください。下段の3目でございますけれども、心身障害者福祉費でございます。これにつきましては、心身障害者への各種事業経費でございまして、次にございます131ページでございますけれども、13節の委託料では身体障害者の訪問入浴サービスでありますとか、地域活動支援センターへの委託料、生活支援、生活サポート事業等の委託料を支出させていただいたものでございます。19節では、各福祉施設建設に伴う構成市町村で負担金の支出をしておりますが、それらの支出等でございます。20節の扶助費につきましては、医療費助成や特別障害者手当、また各施設への入所、通所の支援費でございます。

次ページでございます。23節償還金利子及び割引料では負担金補助金等、前年度の精算分の支出を行わせていただいたものでございます。

続きまして、4目でございます。老人福祉費では、敬老会の経費、また老人福祉施設入所措置事業や老人に係る各種事業、また老人福祉施設への負担金、補助金でございます。13節委託料でございますけれども、次のページ、老人福祉施設入所措置事業委託料は、ひめさゆり24名、胎内やすらぎの家3名、あやめ寮1名の委託料でございます。19節では、新発田地域老人福祉事務組合、シルバー人材センター負担金、新潟県後期高齢者医療広域連合会の負担金、老人クラブへの補助金等でございます。ちなみに、昨年度の単位クラブ数は51団体、加入者の人数でございますが、3,048名でございまして、対前年度から比較しましてクラブ数、人数とも減っております。

続きまして、次ページでございます。5目老人福祉施設費では、13の節委託料でいわはら荘、栗木野荘、2カ所のデイサービスセンターでございますが、これにつきましては指定管理者制度によりまして、社会福祉協議会への管理運営委託料でございます。なお、この委託料につきましても21年度から自立運営が可能になったということから、今年度21年度からはなくなっております。

次、6目でございます。高齢者センター費、これにつきましては樽ヶ橋にございます有楽荘の運営管理の予算でございます。これについても指定管理者制度により、管理運営を社会福祉協議会にお願いしているものでございます。

次ページ、8目をお願いします。介護支援費でございます。ケアプランの作成は、従来民間事業所のみで対応してまいりましたが、事業量の増加や介護支援専門員1人当たりの担当件数の制約などによりまして、ケアプランの作成など滞りなく実施するために、市でも19年度から居宅介護支援事業所を立ち上げ、ケアプランの作成等に当たっているものでございます。

続きまして、139ページのほうでございますが、下段2項1目でございます。児童福祉総務費でございますが、ここでは8節の報償費では健康母子手当、それから次ページの20節扶助費では、

児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成が主なものでございます。

同じく2目でございますが、児童措置費でございます。これは、保育園関係のものでございますが、私立保育園5園と3法人によります委託管理運営を行っている保育園の運営経費と児童手当の支出でございます。ここでは、正職員の人件費及び臨時、パート職員の賃金、次ページの143ページでは、運営に係る需用費と13節民間委託のさわり、ひだまり保育園並びにきすげ乳児保育園への委託料、19節では、同じくさわり、ひだまり保育園、きすげ乳児保育園の運営補助でありまして、一般運営委託のほか、パート賃金、延長、未満児保育、建設償還金等でございます。次ページの20節でございますが、扶助費では児童手当の支給でございます。

次の3目児童福祉施設費では、なかよしクラブに関する支出でありまして、同じく下段4目子育て応援特別手当交付金支給事業につきましては、21年度に繰越明許としたものでございます。

次に、147ページをお願いいたします。3項1目でございますけれども、生活保護総務費はいわゆる福祉事務所に係る職員人件費であり、次ページの2目扶助費が生活保護世帯に対する保護費の支給でございます。年度末における保護世帯数は92世帯でございます。昨年同期と比較しまして5世帯の増でございました。高齢ひとり暮らしの方や景気低迷による解雇等も見られるものでございます。

以上で3款の民生費の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第3款民生費について質疑を行います。ご質疑願います。

新治委員。

○委員（新治ひで子君） 1項4目の老人福祉費、敬老会についてですけれども、134ページです。

中条地区と黒川地区に分かれてやっていると思いますが、このときの弁当の注文は特にとらないで用意しているようですが、何食分ほど用意しているのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 敬老会の件でございます。黒川地区につきましては、従来からでございますけれども、各集落のほうにお願いをして出欠をお願いしてございます。そんな形で数の把握をしながらやってございますけれども、中条地区におきましてはご指摘のとおりでありまして、出欠はそれぞれからは、以前はとっておったところでございますが、なかなか当日欠席される等々のものもございまして、今はとってございませぬ。それで、中条地区におきましては、今回については900個ほど発注をさせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 900個の中で無駄になるというものがあるかどうか、お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 前年度の参加人数等を把握しながら、またそこに従事されておられますボランティアの方々のもも加味しての発注でございます。そんなような形でございませぬ。

て、無駄になるのがゼロということではございません。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 弁当についてなのですけれども、私たち議員はテーブルに着いてごちそうになっているわけなのですけれども、敬老会に参加された方たちは自分たちで持った座布団ある人、ない人、しかもテーブルのないところで一堂に食しているということについてと、あと出し物にもよると思うのですけれども、私たちは最後までいないで、お昼食べてしばらくすると何かどんどん人数が減っていく、あれはどういうものだろうかという声も聞こえてまいります。その辺の式にだけ出席するのか、最後までいるのかの弁当の注文も兼ねて、その辺の工夫と、あと敬老会の出し物についても、例年同じような出し物が続いているという理由もあって、どんどん最後のほうでは本当に数えるほどの人数しか来賓者が残っていない状況なのですけれども、例えばなのですけれども、おれおれ詐欺についての劇をどこかの敬老会でやったというようなニュースを聞いたことがありますけれども、警察署長も来ているわけですから、何か毎年同じような出し物ではなくて、何か一工夫されて皆さんで楽しみながら、ちょっと勉強して行ってよかったなというような会の工夫が考えられないかと、弁当のことについてお伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 大変ありがとうございます。そのようなことで、弁当の数が減ればありがたいと思いますけれども、主催者としてしましてはできればここに参加されている皆さんについては、敬老会の式そのものもそうでございますけれども、その後の余興も大変楽しみにしているということでございますので、このものについては工夫しながらやっていきたいと思っております。

また、出し物が同じようなものでないかということでございますけれども、これにつきましては老人クラブの連合会等々の話し合いをしまして、今年度はどこの地区の何々会の皆さんにお願いする、来年はまたどこの地区のこういう民謡、踊りのサークルの方をお願いするというような形、持ち回りでやってございます。しかしながら、今ほどのご指摘があるとおり、それがややもするとマンネリ化しているのではないかというようなご指摘をいただいたわけでございますので、来年度以降もこういうことを計画する際には、また新たな出し物ができるのかどうか、また経費についても当然幾らかかってもいいというものではございませんので、その辺を十分加味しながら皆さんから喜んでいただけるような余興をして、またこの敬老会に参加された老人の皆さん、また来賓の皆さんにも楽しんでいただけるようなものを今後また検討していきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） 課長、テーブルの件は。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 会場があのとおりでございます、今の現状の参加者の数からし

ますと、あそこにテーブル等々するということはなかなか現場的にも苦しいのではないかと
ことでございます。ただ、ご指摘の件は受けとめましたので、また今後どのような形でできるの
かもあわせて検討してみたいということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 149ページの国民年金費についてお伺いしたいのですが、今年金が随分取
りざたされておりますが、当胎内市において国民年金に加入している率は何%なのかどうか、お
伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今の件でございますけれども、大変申しわけありません、今ちょ
っと資料を持ち合わせてございませんですが、後で調べましてお伝えしたいと思います。よろし
くお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） せっかくですので、20年度以前……

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員、ここ事務費ですよ。

○委員（赤塚タイ君） 事務費だけれども、せっかくの機会ですので参考までにお聞きしたいとい
うことで。年金をいただいている当事者としてみればすごく不安ですので、それで今までの推移
をどうだったのかということもあわせてお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） では、後ほどあわせて報告させてもらいたいと思います。よろし
くお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第3款の質疑を打ち切ります。

次に、第4款衛生費について説明願います。

健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） それでは、第4款の衛生費についてご説明を申し上げます。

説明書の151ページからでございます。1項1目保健衛生総務費では、職員人件費のほか、13節
で保健関係の施設でございますほっとHOT・中条の施設管理、保守点検等の委託料の経費、ま
た次ページでございますが、19節では休日診療所の負担金、20節の扶助費では精神障害者への医
療費助成、それと施設への通所に係る交通費助成等を行っているものでございます。

同じく中段の2目でございます。ここでは予防費でございまして、各種予防接種、次ページ、
19節負担金補助及び交付金では休日におきます2次医療確保のための病院群輪番制運営費の補
助金でございます。この支出がございしますが、ちなみに昨年度の輪番制に加入している病院につ

きましては、県立新発田病院、中条中央病院、豊栄病院の3院でございます。

同じく155ページの第3目でございますが、ここでは環境衛生費でございまして、高畑の地内
にございます油流出対策経費、側溝清掃作業委託料、臭気測定業務委託料のほか、19節でござい
ますが、負担金補助及び交付金では火葬場の広域事務組合の負担金等が主なものでございます。

次ページ、157ページでございますが、4目でございます母子衛生費では、乳幼児の健康診査、
乳幼児医療費助成関連の経費でございまして、健康診査等の医師の報酬や健康診査委託料、乳幼
児医療費診査委託料、20節の扶助費の乳幼児医療費助成金が主なものでございます。医療費助成
の総件数でございますが、延べになります、2万4,224件ほどの助成をさせていただきました。

次ページをお願いいたします。5目になりますけれども、健康増進費でございます。これは、
特定健診が始まったことから、費目の名称が変わってございますけれども、昨年から国の医療に
関する法律改正を受けまして健診内容、方法等が変わった特定健康審査、健康教室、各種がん検
診、訪問指導、機能訓練等の経費を支出をさせていただいたものでございます。主なものといた
しましては、健診に係る報酬、検診検査料等でございます。昨年度の特定健診受診者は、胎内市
全体でございますけれども、これにつきましては国保、社会保険等々も起用しまして、数字が
4,281名でございました。国保の受診率につきましては、国保のほうのまとめがございまして、
49.1%ということで、国保の目標としております20年度の40%をクリアしているということでご
ざいます。引き続き今後とも疾病の早期発見、早期治療により医療費の削減を図るために、受診
率の向上に努めてまいりたいと、このように考えてございます。

次ページをお願いします。2項1目でございますが、塵芥処理費でありまして、ごみ処理の関
係でございます。13節ではごみの収集委託料、19節はごみ処理に係る広域事務組合等への負担金
等でございます。

2目のし尿処理費は、下越清掃センター組合への負担金でございます。

以上で4款の衛生費の説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第4款衛生費について質疑を行います。ご質疑願います。

八幡委員。

○委員（八幡行雄君） お願いします。156ページの一番下のところに携帯型の臭気測定器購入さ
れていますが、その利用と効用についてお聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） この測定器につきましては、何度かやりまして、実際現場へ行っ
て臭気を袋に入れて持ってきましてはかつてはおりますけれども、どうも我々やはり鼻でかいだ
ようなあんばいにはいかないと、同じような数字が出てしまうというふうなことで、毎日のよう
にパトロールはして、職員の数値のほうは記入してきておりますけれども、これについては最近
ちょっとそういうことで休んでいるような状態というふうなことでございます。

- 委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。
- 委員（八幡行雄君） その上のほうに、委託のところをお願いした結果が私らのところにデータとして出てくると思うのですけれども、実際に測定器で測定したもののデータについては、私らのところに届いたことあるのでしょうか、どうでしょうか、お聞かせください。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） 今ほど申し上げたとおり、どうもやはり我々が鼻でかいだのちょっと数値が違うような感じで出てくるものですから、そうするとやはり皆さんのほうにはちょっとお渡しできないなというふうなことで思っておりますので、我々の本当の参考程度になるかなというふうに感じております。
- 委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。
- 委員（八幡行雄君） せっかく買った機械でありますので、厚生環境でこの前回ったようなときに、もしあれだったら一緒に持ってきてもらって同じように測定してみるとかというふうなことがあれば、もっと私らも理解度早いのではないかなと思うのですが、どうでしょうか。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） その辺についても委員さんが言われるとおり、今度持って行って試してみたいというふうに思います。
- 委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 156ページの環境衛生費の1節と8節の件でちょっとお聞きいたします。
- この内容について、報酬費、不用額5万9,000円、あとは8節の報償費の5万9,000円で不用額出ておりますが、これ何だかなと思って前の予算を調べたら、1番の報酬については環境審査会の委員会の報酬だと、8節の報償費については地球温暖化の対策の推進委員会の謝礼10人分だというふうに予算ではなっております。今回ゼロということなのですが、この内容についてどうしてゼロなのか、お聞かせください。
- 委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。
- 市民生活課長（藤木繁一君） これについては、当初この年度中にも一部策定する予定でございましたけれども、いろいろな別な作業が増えてきたというふうなことで、延び延びになっていたことで開催しなかったというふうなことで、今回予算は上げさせてもらいましたけれども、結果的に報酬がゼロになったというふうなことでございます。
- 委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。
- 委員（薄田 智君） 計画はしたけれども、実行できなかったという話ですね。それで、先般非常に話題になっている地球温暖化の件で、国連サミットがあって鳩山首相が1990年に対して2020年は25%温室ガスを削減するのだというふうな形で日本の部分で発表されました。非常にやはり関心を持っているということもありまして、今後どんな形でこういう部分を進めていくのか、

もしございましたらお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 21年度でございますけれども、市役所の庁舎内の取り組みと申しますか、それについての計画書づくりが今年度と、それであると市民、あと事業所関係、それから市とか巻き込んだ形というのは、これについては必ず策定しなければならないというふうなものではございませんけれども、やはり胎内市としても推進計画についても作成する方向で、来年度以降になりますけれども、取り組んでいきたいなというふうなことは考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） そうしましたら、来年度以降温暖化対策という部分に取り組んでいくというところで考えてよろしいのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 市役所独自のものにつきましては、既に取り組んでいる事項もたくさんございますけれども、計画書といたしましては今年度中に策定するというところでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） 162ページの委託料、ごみの収集に1億2,400万円かかっているわけですが、私たちの町内のことをちょっと言わせてもらうのですけれども、大きいリンカーンというアパートがあります。そのところのごみの処理が市のほうが月に数回走って回収行っているわけですが、この中には入っているわけなのですか。それとも別な枠でその経費は使っているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） あそこにつきましては、20年度につきましてはここに入っております。今年度から我々市の職員のほうでちょっと経費節減ということもございますので、回収ちょっと変更してございます。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） それは、今どのくらいの経費かかっているのですか、その処理料。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 市の職員が直接行って回収ということですので、経費については市の職員の人件費と申しますか、車代とかその辺でございます。ここに委託料としてあらわれるようなことではないというふうなことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） それと、やはりそういう市の職員を煩わしてごみの回収たびたび行っているわけなのですか、やはり一般の人たちがお金を出してごみ袋を買って出しているのに対

して、あのままの状態でもいいのか、これから何らかの手だてをしていくのか、そのところをお聞きしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今不法投棄防止用の監視カメラございますけれども、今現在その場所に設置してございますので、人物がたまに写ってきております。ちょっと特定まではできないのですけれども、その辺についてやはりまずだれがそういうふうなことをしているのかというふうなことを十分突きとめまして、その辺についてわざわざ市の職員が回収週に1遍ぐらいですか、行くようなことがないように、できれば努めていきたいなというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 高橋委員。

○委員（高橋政実君） 高畑の油流出の原因追及というのはどうなっているのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） その件でございますけれども、県のほうとも伺いながらというふうなことでございますけれども、最近若干ちょっと委託している方に聞いても、減少傾向にあるというふうなことでございますので、その辺ちょっと推移を見守っているというふうなことでございます。どこが原因かというのは、これは先回もちょっとお話ししたように、その当時警察も消防も入れて、あと近くの企業の配管関係とかタンクも全部漏れの検査とか耐圧検査とかやりました、それで異常がなかったというふうな経緯がございましたので、またこの辺についてはやはり今後もなお県等に対策を仰ぎながら進めさせてもらいたいなというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 高橋委員。

○委員（高橋政実君） ということは、その原因というか、根源はわからないということと、それから根源追及については今後しないということでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 当時本当に何が原因かというのは取り組みを進めてきたわけでございます。なおかつ、それでもわからなかったというふうなことで、非常に難しい事案だというふうに感じてございます。それについても、原因をあきらめているというふうなことでは決してございませんので、やはり何がどうやって出てきたのかというふうなことは、やはり今後も取り組みを進めてまいりたいというふうな気持ちはございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 子ども医療費助成の件でお聞きいたします。158ページの20節扶助費なのですが、当初特定不妊治療ということで、高額所得者730万円以上の人については補助がないので、50万円ほど予算をつけながら助成していくよというのが20年度の予算だったと思うのですが、今回はその方、該当がおられたのかどうか、お聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 子ども医療費助成と絡みまして、今不妊治療のお話だと思いますけれども、20年度県の事業の採択ならなかった、所得制限がございましたので、それに該当にならないものについての予算措置をさせていただいたところでございますけれども、残念ながら県の助成に漏れた方の市での助成事業はございませんでした。しかしながら、それを踏まえまして、ことしの21年度の当初予算にもご説明を申し上げましたけれども、市といたしましてもこれらの重要性をかんがみまして所得制限をなしで予算を計上させてもらっておりますので、21年度まだ私どものほうにはそういう報告はございませんけれども、これらの取り組みも今後一生懸命やっていきたいというふうに考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） わかりました。結構やはり不妊で物すごく悩んでいて、お金もかけているという方がいっぱいいるのですが、そういう制度があるというのはなかなかわからないということだと思うのです。そういうふうなPR的なことはどんな形でやられておられますか。

○委員長（渡辺 俊君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（坂上正昭君） 今ほどのお話でございますけれども、不妊治療という形で最近ちまたのほうにも話題になってございますし、そのことでお悩みの方もいるということで、国のほうでも今後さらにこの事業には力を入れたいというような報道もなされてございます。私どもといたしましても、市報等にも掲載したわけでございますけれども、まだまだPRが不足であろうかということでございますので、今後ともこれらの制度があるというものを市報だけでございませし、各地区での健康相談等々の中でもこれらのものについて周知をしていきながら、これらの事業で何とか救われる方があらわれるように努力をしてみたいと、このように考えてございますので、よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） 162ページ、清掃費、1目、2目と共通する感じでお聞きいたしたいと思いますが、最近塵芥処理費については、古くは民間委託、最近に至ってはいわゆるごみ袋の有料化という形も含めていろいろと自治体の投入量と申しますか、出る量の削減に努力してまいったわけですが、この年度においてはそういう努力をどういうふうにやりながら、どういう成果を得ているのか。また、具体的には委託料について申し上げますと、前年度実績による事前契約でやるのか、またはその当該年度における業務実績によって次年度の契約をやっていくのか、またそういうことによるいわゆる支払い側と申しますか、行政のほうの経費節減は実際可能であるのか、その辺をお聞きいたしたいと思います。

次に、し尿処理費につきましては、昨日来議論もされておりますように、公共下水の接続、または合併浄化槽の設置地域においては合併浄化槽の促進もあるやと思いますけれども、したがっ

て投入量の減少傾向は歴然たるものがあるかと思うわけですが、負担金につきましては当然人口割とか、そのほかの要因もあるわけですが、実際の投入量にかかわる部分の年度内における変化はどのようにあったのか、また今後例えば21年に向けてどのような動きが進んでいるのか、そういう動きはないのかをお聞きいたしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） まず、ごみの収集委託の関係でございます。これにつきましては、まず車の台数とか、それからそれに係る人件費とか、その辺を算定しまして、それでその辺は業者さんのほうに見積もり出させるわけですが、それについて我々もなるべく前年度よりも上昇しないようにというふうなことで契約をさせてもらっているというふうなことで、我々なるべくちょっとそれよりも下回った形で契約させてもらっているというふうなことで、もちろんそれは前年度の委託料の額を勘案しながらということでございます。

あとごみの量もわずかではございますけれども、資源ごみ、それから可燃ごみ、不燃ごみ等も20年度については前年度よりも若干減少傾向にはございます。それにしても、若干減ってはございますけれども、委託料をそれに伴って減額というふうなところまではいっていないというふうなことでとらえてございます。

それから、し尿の関係でございますけれども、し尿の投入と、あと浄化槽もでございますけれども、し尿のほうについては、やはり委員さんご指摘のとおり年々減ってございます。去年何リットルとか、ことし何リットルというちょっと資料今持ち合わせていないのですが、着実に減少してございます、毎年。そして、我々も投入高減少すれば、やはり委託料、清掃センターの負担金ですが、それも本当は減らしてもらいたいのですが、なかなかやはり固定経費と申しますか、そういうふうなもの大きい、あとは維持管理費が大きいものですから、なかなか組合費の負担金の減までは結びついていないというふうなのが現状でございます。

それで、20年度につきましては、下越清掃センター組合の関係でございますけれども、約60%弱ぐらいが胎内市で占めているというふうなこと、ほかは新発田、これは旧加治川村でございますけれども、あと村上市、これは旧荒川町、それから関川村というふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 須貝委員。

○委員（須貝 繁君） ありがとうございます。振り返ってみますと、いわゆる民間委託をやってから30年以上たっているわけですが、実際のところなかなか経費節減につながらず、ごみ収集につきましてはです。経費節減につながらず、最近のライフスタイルの変化と申しますか、こういう中でお互い節約をしたり、分別収集に非常に熱心に皆さんが取り組んだりしている状況の中で、なかなか計数的な削減への実績の上がらないというものについては、年度について私は若干もうちょっと期待していたのですが、21年度に期待いたしたいと思います。

し尿処理につきましては、これは今課長も言うように実際のところ私も承知してはいるのですが、いわゆる実態的な投入量が予算を形成するよりは、プラント施設の運営、設備費、こういうものが主体であることは十二分承知しているのですけれども、やはり現実的に着実に投入量が減っているという中で、各関係市町村と協議をする際にそういう構成の仕方についてもそろそろと市として何らかのアイデアを出して、経費軽減に向けての適切な運営プラントを提言すべきだと私は思っているのですが、そういう現状での設置市町村としてのことについて、私も申し上げて、これは意見でもございませんが、そんなふうに思っております。前段のほうで、ちょっと努力の方法あればお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） ごみの減少でございますけれども、やはり生ごみは今黒川地区だけの回収でございますけれども、その辺はやはり大きいと思いますし、その辺も今分は予定は入ってございませんけれども、リサイクルごみ、例えばプラスチック関係は焼却のほうに回しているわけですが、これも分別、リサイクルということで、焼却ごみにしていない市町村も確かにございます。その辺については、経費の関係と、あとこれについては市民の方々にもやはり負担がかかってくるというふうなことでございますので、その辺も考慮しながらどういふふうな対策をまた今後とれば、さらにごみの減量化につながるかというふうなことも、やはり今後ともあわせて考えていきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 同じくごみの収集の問題なのですけれども、決算で1億2,400万円、不用額でたった1,000円しかないというのも何かどういふものかなという感じもするのですけれども、今須貝委員のほうから質問があった内容で、私も聞こうと思っていたのですが、委託するに当たっては人件費や車の台数ということ、今課長のほうから答弁ありましたけれども、そうすると回数とか量とか、そういうものは勘案されていないということなのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） この地区は毎週第何曜日というのは何々というのは、みんなごみカレンダーで周知してございます。ですから、そこに回数とか皆さんも業者さんもみんなわかりますし、そういう実際ごみがいっぱいあっても、少なくあっても、やはり人件費、車はかかるというふうなことで、そういうふうな計算をさせてもらっているというふうなことでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） それで、近年休みが多くなって収集回数が少なくなっていると思うのです。例えば今週なんかも月曜日が休みで、うちは月、水、金なのですけれども、きょうは朝ごみ出しに行ったら場所がいっぱいで、外に置かざるを得ないような感じで大変だなと思っていたし、9月なんかもずっと休みで、うちなんか狭いものだから、出す量が多い割にはうちがせまくて、ま

とめて出すにも近所の人なんかは前の夜ぐらいから出さないと中に入らないくらいの収集の内容になっているのです。それはそれで回数が減るわけだから、出すほうも大変なことは大変なのですけれども、ごみ袋を手数料として取るようになった新潟市は休みも収集しているのです。その辺私は実態具体的にはまだ聞いていませんけれども、ごみの手数料を取るのだから祝日も収集しますということで、新潟市はやっているというあたりからして、やはり月、水、金だったら月、水、金を守って祝日なんかも収集するようなことは、住民サービスからしてあってもいいのではないかと思うのですけれども、そういうことについて新潟市の実態なんかも調査した上で、委託の関係と、あとは搬入先との関係もありますけれども、新潟市の実態なんか調査した上で住民サービス向上のために行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 今委員さん言われるとおりで、やはりそういうふうな声は何件か来ております。私どものほうとしましても、ハッピーマンデー問題とか、ゴールデンウィークの関係とか、やはり何日間も収集がない、今のような状態でなくて、もっと収集回数をそういう場合については増やしていきたいというふうに、来年度以降考えてございます。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第4款の質疑を打ち切ります。

お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、11時25分まで休憩いたします。

午前11時1分 休 憩

午前11時25分 再 開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま市民生活課長から保留された答弁についての発言の申し出がありましたので、これを許可します。

市民生活課長。

○市民生活課長（藤木繁一君） 先ほど149ページの国民年金費に関しまして、胎内市の加入率、それからその推移というふうなことで赤塚委員さんのほうから質問を受けておりましたけれども、それについてお答えします。

国民年金につきましては、私ども届け出に関する受け付け業務等行ってございます。社会保険事務所のほうから依頼されましてやっているわけでございます。それで、この加入者数等につきまして、ちょっと私どもで把握しておりませんでしたので、社会保険事務所のほうに問い合わせ

た資料をちょっとお答えさせていただきます。

胎内市の国民年金の加入者数につきましては、平成19年度が6,472名、平成20年度が6,384人と若干減っております。それから、国民年金の保険掛金、年齢が掛ける加入率と申しますか、加入者の年齢が20歳から60歳というふうなことでございますけれども、その人数で割り算いたしますと、胎内市は19年度では加入率が41.26%、平成20年度が38.22%というふうな状況になってございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） ありがとうございます。

次に、第5款労働費について説明願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） ご苦労さまです。それでは、163ページの第5款労働費についてご説明申し上げます。

1項1目労働諸費、21節新潟県労働金庫の勤労者への貸付金の預託金が主なものとなっております。

2目につきまして、勤労青少年ホーム費では勤労青少年ホーム施設の維持管理運営に係る経常経費で、施設利用者数としましては1万6,138人となっております。

以上です。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第5款労働費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第5款の質疑を打ち切ります。

次に、第6款農林水産業費について説明願います。

農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） それでは、第6款農林水産業費についてご説明申し上げます。

初めに、165ページ、1項農業費、1目農業委員会費では農業委員会の委員報酬と事務局運営に係る経費であります。

次に、2目農業総務費では、農林水産課及び農業委員会事務局職員に係る人件費ほかであります。

次に、167ページ下段の3目農村環境改善センター費は、農村環境改善センターの運営及び維持管理費が主なものであります。

次に、169ページ、5目農業振興費では、8節報償費でグリーンツーリズム関係の各種研修会や農業まつりの講師等の謝礼及び農家組合長会議等の経費であります。13節は長池公園の清掃等管理委託料、フルーツパーク管理委託料及びチューリップフェスティバル会場の栽培管理委託料等であり、14節は長池公園用地の借地料であります。19節では、新たな部門での農業構造改善を

図るための県単事業補助金及び中山間地直接支払交付金、農業経営基盤強化資金ほかの利子助成金、農業公社補助金ほか市の農業振興を図るための各種補助金が主なものであります。

次に、173ページ、6目地域農政推進対策費では、経営改善支援活動事業、地域農業システムづくり推進事業等に係る経費であります。

それから、7目フラワーパーク費では、胎内フラワーパークの管理運営に要する経費で、16節原材料費で市内農業者から花苗の購入費が主なものであります。なお、フラワーパークの20年度の入場者数は休日の天候不順の関係で減少しまして、5,042名という入場者数であります。

次に、8目堆肥センター費では、宮下地内にあります堆肥センターの管理運営費で、家畜ふん尿、家庭生ごみ等で堆肥の生産、製造を行い、胎内市全域に生産物を供給しております。20年度の生産量は2,385トンで、前年度比159トンの増であります。

それから、下段の9目畜産業費では、地域特産品の生産、製造のため飼養している黒毛和牛、黒豚、地鶏等の畜産団地及び採草地の管理運営に係る経費であります。なお、黒毛和牛につきましては、本年3月で事業を終了しております。

次に、177ページ下段の10目農地費では、ほ場整備事業、かんがい排水事業、湛水防除事業、農道整備事業等の事業推進及び維持管理に係る経費であり、15節工事請負費で菅田地内の排水施設整備工事、19節ではほ場整備事業を始めとする各種県営事業の負担金が主なものであります。

それから、181ページ、11目国土調査費では、黒川地区内の地籍調査、測量作業及び市内全域の地籍図修正等に係る経費であります。

次に、183ページ、12目バイオマスタウン構想推進費ではバイオマス事業推進のための経費のほか、13節委託料で新潟大学への変換技術実用化評価委託料、14節使用料及び賃借料で用地賃借料が主なものであります。補助事業期間が終了し、事業実施に向けての準備期間であり、実用化技術の検証段階というものであります。

次に、中段の2項林業費、1目林業総務費では、13節で松くい虫防除委託料、14節で荒井浜及び胎内平地内の生活環境保全林用地の賃借料が主なものであります。なお、20年度から有人ヘリによる航空防除を農作物へのドリフト対策等の観点から地上防除に変更したため、散布面積は減少しましたが、現在県に保安林内の作業道の開設を年次計画で実施いただいております。安心、安全な農作物の生産を地域農業の根幹として事業推進を図っているところであります。

それから、185ページの2目林業振興費では、木炭生産に係る経費のほか、大長谷地区の学校林や市有林等の枝打ち委託料が主なものであります。

次に、下段の3項水産業費、1目水産業総務費では職員の人件費、187ページの2目水産業振興費では、15節で笹口浜地内の漁船けい留施設のしゅんせつ工事、19節で松塚漁港改修事業に対する負担金が主なものであります。

以上で農林水産業費の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第6款農林水産業費について質疑を行います。ご質疑願います。

森田委員。

○委員（森田幸衛君） 173ページのフラワーパーク費なのですけれども、約1,400万円の支出がありまして、それは人件費と苗代だということでございますが、一方収入は約100万円ぐらいになっておりました。1,400万円を使って100万円の収入というもので、これはリゾートの施設の一環ではないという仕切りなのですけれども、場所はリゾートのようなところがございますので、来年度からの指定管理者制度の枠に入っていないかもしれませんが、これはこのままずっとこの商いでやっていくつもりなのでしょうか、その辺をお聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 本施設につきましては、以前入園料等もっと高かったわけですが、市民公園という位置づけの中で入園料等も減額し、市民に親しんでもらおうという意味合いで、直営の中で維持しております。また一方、市内の農業者からの花苗の購入というようなことで、地域農業の振興というような両面から考えておまして、今後も直営という中で進まさせていただきますというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 参考までお聞かせ願いたいのですけれども、この事業に関しては走り出したらやめるにやめられないというようなものなのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 事業そのものについて、このものを委託するかどうか、あるいは指定管理者というようなことを今のリゾート推進の構想とは別に考えたこともございますけれども、単純に委託すると現在の経費よりも多く見積もり価格が高かったというような経緯もございまして、現状においては直営という形をとらせていただいております。今後この1,400万円よりも安く行っていただけるという方がございましたならば十分考えさせていただきますというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） ありがとうございます。

あともう一つ違う質問なのですけれども、180ページと186ページにそれぞれ弁護士委託料というものがのっておりますが、その内容についてお聞かせいただきたいのですが。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 弁護士委託料につきましては、山王地内の農道新設改良工事を行った際に登記が、権利が旧中条町に移転していなかったという経緯がございました。それを現胎内市に移行するために裁判闘争という形になりましたものの費用であります。実質的には、その

当時、要は乙区で権利関係が発生していたのに、買収行為を行ったがために権利が異動しなかったというものであります。当時の事務上のミスという形にもなろうかと思えます。今現在は、そういうものに対しては買収行為は行わないわけですが、20年程度前はそういうようなこともあったということで、まことに申しわけありませんでした。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 188ページに胎内川漁業協同組合補助金50万円とありますが、これはどんな事業やっているのですか。それから、事務所はどこにあって、実態は本当にあるのかどうか、ただ単なる農協とか、市役所とか、土地改良区あたりの補助金だけで何かやっているのか、それとも漁業協同組合ですから、漁業ですからそれをなりわいとして職業として食べている人があるのかどうか、その辺のところお聞かせください。事務所どこにあるのか、職員何人なのか、おわかりだったら教えてください。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 胎内川漁業協同組合につきましては、現在は事務所は新潟フルーツパークのほうに事務委託をしております。あそこ農業公社との兼ね合いもありますので、2名おりますけれども、実質1名なのかコンマ何人なのかというような形の中で事務的なものは行っております。

それと、ここで補助金を支出しておりますものは、アユ、サケ等の放流を始め各種魚等の放流関係を行っておりますので、それに対する助成というふうに考えておりますし、実際にサケ部会の方々は胎内河口のほうでサケの採捕を行っておりますし、また上流部のほうにおいてはアユ、カジカ等の採捕も行って、なりわいとしております。ただ、それによって一家の経営が成り立っているかどうかということまでは把握しておりません。一般的に申し上げて漁業だけで胎内市でなりわいを立てているという人はないというふうに認識しております。

以上であります。

○委員長（渡辺 俊君） 鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 何か当時の黒川の伊藤さんの威力によって仕方なく出しているような感じで、土地改良区はそういうような、私もセンのほうで土地改良区に しておりましたので、そういうような感覚でつき合的に出しておったのですが、もうこの際伊藤さんも亡くなったことであるし、50万円といえば相当な金額ですが、この辺打ち切ってもいいかどうか打診してはいかがなものですか、どうですか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 本事業につきましては、放流事業については法定づけの中で、改正の漁業法の関係で行わなければなりませんので、なくすということはできませんので、その辺はご了解いただきたいということと、本補助金の80%近くは風倉発電の関係での交付金の中から

の支出と、迂回支出という形にもなっておりますので、あわせてご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 174ページの黒川農業公社補助金について、毎年聞いているわけなのですが、合併当時は地域の農業振興というふうなことで、防除機械、それから刈り取り機械といろいろな国の制度によって地域農業を支えてきたということは、それは高く評価するわけなのでございますが、今の実態見ますと合併して、もう4年以上経過し、今後のあり方について、やはりフルーツパークに後継者育成というふうなことではございますが、後継者はだれも育てておりませんが、一応新潟フルーツパークを軌道に乗せるために人件費を出しているというふうなのが一番わかりやすいのかなというふうに感じておりますが、合併して4年経過し、今後このような形でずっと続きますと、やはり税の使い方の不公平感が出てくるのではないかと、中条農協もあるわけなのでございまして、その点すぐというふうなわけにはいかないということ私も重々承知しておりますが、新たに防除機械、ラジコンヘリとか、それから収穫機械、もし古くなって更新するといった場合、その時期にはやはりその辺について、今後のあり方について検討する時期が来るのではないかなというふうなことで考えておりますが、その点非常に公社の会長さんもやはり地域性ということで、非常に強固な考えを持っているというふうなことも聞いておりますが、その点執行部といたしましては今後どう考えているのか、ひとつお聞かせ願いたいとうございます。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 農業公社の運営方法等についてご指摘受けまして、とりよによってはそのような考え方もなるかなというふうには理解をしておりますが、機械等につきましては更新する予定はございません。それで、補助事業等で導入しておりますので、法定耐用年数等が経過したものについては、今後農業者の組織する団体なのか農協なのか別にしまして、譲渡という形をとらせていただき、公社そのものの事業も見直していきたいというふうを考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 大変現実的なご意見で大いに期待しているわけなのですが、見通しとしては大体何年ごろにそういうふうなことを考えているのですか。退職してからではだめだから。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 近いうちに行いたいというふうに思っておりますので。

○委員長（渡辺 俊君） 増子委員。

○委員（増子 強君） 165ページ、農業委員会の関係につきまして、計数的なものではなくて、農地の転用関係についてお伺いいたします。

新潟県、そして県の農業会議によりますと、バブル期のころはかなりの農地転用があったけれ

ども、最近景気の低迷等もあってかなり少なくなっているということでございます。しかし、違反転用のほうは以前から比べると4倍くらい増加しているというデータもあるわけですが、胎内市においては20年度におきまして農地の転用はどのくらいの面積あったのか、件数にすれば何件くらいになるのか、また違反転用についてはどうだったのかについてお伺いをいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（羽田野英治君） ただいまご質問をいただきました転用の関係でございますが、平成20年度の4条、5条の処理状況でございます。4条は農家の方が転用するという、5条は農家以外ということで、転用件数が55件、面積で1,819アールございました。違反転用でございますけれども、農業委員会は年2回、前期、後期、7、8と、それから10、11と農地パトロールをしているわけですが、違反というものでは掌握はしていないと、発見されなかったという状況でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 184ページ、バイオマス関係なのですが、14節の使用料及び賃借料160万円でございますが、これは今実証研究やっている場所、そして返還施設建設予定地というふうになっているのですが、これは富岡の土地だよ、あそこ、どういう契約内容になっているのかというのをまずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） この契約であります。富岡区と総面積8,000平方メートル、平方メートル20円と、反20万円ということで160万円をお借りしているということで、今現在使われていない現実証施設の裏の土地も全部含んでおります。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） 契約内容というのは、これ例えば単年度、単年度やっているのか、ある程度5年刻みでやっているのか、10年刻みでやっているのかということと、今実際実証研究まだすべてが完了していないような状況で、実際今度建設始まるような内容になっていますが、実際のプレハブはそのままにして、裏のほうに今度新しい施設をつくるのか、そうするとあまり勝手なと言っては失礼なのだけれども、あそこに全部まとまってきたと、清掃センターもあり、焼却場もあれ、今度これが来ると3拍子そろったなということで、当社の入り口でもあるので、何かいい方法ないものかなと、おまえ何やっているのだなどというおしかりも受けていたりするのですが、その辺等はやはり建設するときある程度考慮されたのでしょうか、その辺まずお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 場所の設置につきましては、3施設の相互利用という観点からあ

の場所に設置させていただいたという意味合いであります。将来的にメタン発酵ということになれば、メタンガスを3施設で共有できるというような形の中であの場所に設定させていただきましたというものであります。

それと、契約であります。契約は基本的には単年度契約という形になっております。それで、自動更新をかけていくという形になっております。

それで、今後建設する施設につきましては、現施設の裏側のあいている用地で賄っていくということで、この用地に建設をするということにつきましては、富岡区にも了承はいただいております。

以上であります。

○委員長（渡辺 俊君） 渡辺委員。

○委員（渡辺宏行君） やむを得ないことだと思うのですが、ある程度あそこも割と夕日のきれいな、すばらしいロケーションの場所もあるので、景観的な面でやはり永劫未来あそこでやっていくには、何だ、あの施設はと、あまり注目されないような、景観的な配慮が必要なのではないのかなというふうに思うのですが、果たしてこれがどういうふうなこれから状況になるかわからない段階で先のこと言っても変ですが、その変も考慮した中で設計するということはもちろん考えておられると思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 悪臭対策等についての環境面のものは当然やらなければならないのは第一ですけれども、緑地等周りの景観を壊すような形にはならない形で総合的に進めていきたいというふうに考えています。また、今までもっと河口のほうにありましたホショウプラントの部分もございまして、あの辺も含めて考えなければいけないのではないかなというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。

○委員（八幡行雄君） お願いします。170ページでございまして。上のほうから2行目になりますか、4項になります。トレーニングのところなのですが、私も行ったこともあるし、前にもお話ししたかと思うのですが、トレーニングの器具の管理全体で年間5万2,500円で本当に安全のかなというふうなことを考えて、利用状況と管理と安全についてちょっとお聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） トレセンの関係でありますけれども、この決算の修繕費、これはトレーニング機器そのものの修繕ではなくて、トレーニング室の給湯関係の修繕ということになります。

それから、機器の定期点検、これも行ってあります。クアハウスのトレーニング機器とあわせて同時期に年1回点検を行っていますし、また日々メンテナンスということで、やはり事故があ

ってはいけないということで、指定管理者のほうにお願いしているということでもあります。ただ報告の中では、部品交換等も指摘されているのもありますので、この辺も予算を相談しながら対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

〔「利用者」と呼ぶ者あり〕

○商工観光課長（天木秀夫君） 利用者数としましては、トレーニング室のみの利用数についてはカウントできるのですが、それが年間約1,500人ということでもあります。ただ温泉と一緒に利用される方もかなりいるみたいですので、その辺温泉と一緒にあわせての方については無料、機器についてはそのまま使っただけにしているということで、ちょっとカウントまでされていませんので、トレーニングルームのみの利用者よりも人数は多くなっております。

○委員長（渡辺 俊君） 小野委員。

○委員（小野康男君） 170ページの13節委託料について、一番下に書かれてございますフルーツパークの管理委託料でございますが、1,150万円を計上されてございます。別途フルーツパークの収穫の資料によりますと400万円からの収穫を金額にして読んでいるということでございますが、すると差し引きしても700万円も持ち出しをしているということでございますが、もともとフルーツパークの管理委託料は農業振興ということで、初期には金もかかるだろう、前年度の資料で照らすと1ヘクタール、1町歩で1,000万円の金を出しているわけです。同じ面積で今回は150万円増になっているわけですが、委託料の積算の根拠についてまずお伺ひしたいと思います、よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 委託料については増額にはなっておらず、現状維持のまま推移してきております。収入につきましては、果物がとれる、とれないによって400万円から500万円程度の範囲の中で推移してきているということで、持ち出しには600万円、700万円という金がかかっているということでもありますけれども、あそこの中で当初の目的は新潟フルーツパーク、山のほうの開発農地のほうであります、そこで植えて育つ樹木は何かということでの試験圃という意味合いでつくっているフルーツパークでありますので、今大きくなったので観光果樹園的な要素も含んではきておりますけれども、あくまでも試験ほ場という意味合いで、年をとったもの、あるいは適さないもの等については伐採したりして対応しておりますし、かわりに補植しなければならないのは新たに植えたりしているというようなことで、今後についても新たなものを植えた中で一番適している果樹は何かというものは選定していきたいというふうにご考慮しております。特にあそこのだしの風、それと積雪に耐え得る樹木というものを植えていかないと、まだ30ヘクタールもの畑という地目の開発農地がございますので、その有効利用も図らなければならないという大きな問題もございます。そのためには、今のフルーツパークのところは試験ほ場として重要な位置づけになっているというふうにご考慮しておりますので、ご理解お願ひいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 小野委員。

○委員（小野康男君） この先のことはまだあれですけども、そうすると今の算定のベースで今後も減らさず、伸ばしていくというふうな方向で考えているわけですか、その点。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 委託料の増額ということは考えておりません。以前よりは、これ少なくなってきております。今後来年度減額しますということは申し上げられませんが、年次的には減らしていきたいというふうに考えております。

○委員長（渡辺 俊君） 小野委員。

○委員（小野康男君） いろいろ財政も逼迫している時世でございます。また、第三セクターの整理とか、あるいは自助努力で経費を減らして実績を上げていくという傾向からして、今後の指導に伴いましてフルーツパークの自力で収穫を上げていく、そういう方向でご指導賜れば幸いですので、以上であります。よろしく。

○委員長（渡辺 俊君） 菅原委員。

○委員（菅原市永君） 関連なのでございますが、新潟フルーツパークが軌道に乗った暁には、私はこの果樹園そのものを新潟フルーツパークに登録上やったほうがかえっていいというふうな考えを持っているわけなので、その点フルーツパークのほうで軌道に乗るのを一応農林課長のほうで試算されたのを私らにいただいているわけなのですが、その時点まではこういう状態が続くのかなというふうな感じはしております。それで、向こうが採算ベースになったときは、ぜひひとつこの木をどういうふうにするか考える時期に来るのでないかなという感じがしておりますが、その点これは政治的絡みもありますので、市長のほうからひとつ答弁いただければ。

○委員長（渡辺 俊君） 市長。

○市長（吉田和夫君） このフルーツパークも今ご指摘のとおりであります。軌道に乗れるようにやはり努力はしていきたいと思っております。いずれにしましても大きな種でありますので、その計画もあるかと思うのですが、乗れるように努力をしていきたいと思っております。

〔「乗ったならばどういうのを」と呼ぶ者あり〕

○市長（吉田和夫君） 乗ったならば、やはりこの人らとまた相談させていただいて、できたらいい姿になるように努力していきたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 同じ項目なのですが、めくっていただきまして、13節の埋設農薬処理委託料ですか、2,700万円ほどありますが、これ何年かたって、もう終わるのかなと思ったら、決算としてこういうふうに出てきたのですが、まだ終わらないのですか、20年度で。

○委員長（渡辺 俊君） 農林水産課長。

○農林水産課長（三宅政一君） 埋設農薬については、20年度単年度事業で処理事業は終了してお

ります。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第6款の質疑を打ち切ります。

お諮りします。昼食のため休憩したいと思うが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、休憩します。

午後 零時03分 休 憩

午後 1時00分 再 開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、第7款商工費について説明願います。

商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） それでは、189ページ、第7款商工費についてご説明申し上げます。

1目商工総務費につきましては、職員15名の人件費が主なものであります。

次に、2目商工業振興費につきましては、企業誘致推進経費、市場管理及び中条まつり行事関係等の委託料、商工会の経営改善普及事業等及び地域総合振興事業等に要する経費に対する補助金であります。それから、地方産業育成資金及び中小企業育成資金の貸付金が主なものとなっております。

次に、191ページの3目観光費につきましては、村松浜海水浴場、きのと観光物産館、はまなすの丘、板額ほたるの里、櫛形山脈登山道、飯豊連峰登山道、避難小屋、それから地元のミズバショウの整備維持管理に係る委託料及び施設用地の借地料などのほか、観光協会ほか観光振興関連団体への負担金並びに観光事業繰出金となっております。

次に、195ページの4目カントリーパーク費につきましては、樽ヶ橋遊園に隣接する場所に配置した公園でありまして、職員1人分の人件費、それから施設維持管理運営費に係る経常経費となっております。

次に、5目クアハウスたいない費につきましては、職員3人分の人件費及び施設維持管理に係る経常経費であります。なお、会員数でありますけれども、市内で515人、市外で105人、法人で17の会となっておりますし、延べで利用者数11万4,650人となっております。

次に、199ページの6目交流促進施設費（ロイヤル胎内パークホテル）につきましては、職員31人分の人件費、それから施設維持管理運営に係る経常経費となりまして、施設の利用者数が日帰りで9万9,752人、宿泊で1万889人となっております。

次に、201ページの7目奥胎内野営場費、奥胎内ヒュッテにつきましては、職員1人分の人件費、それから施設維持管理に係る経常経費となっております、施設利用状況は、日帰りで6,559人、宿泊で775人となっております。

以上で第7款の商工費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第7款商工費について質疑を行います。ご質疑願います。
松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 200ページなのですけれども、交流促進施設、ロイヤル胎内パークですけれども、20年度の赤字が1億1,176万8,235円となっております。先日ある人からというか、この前国体あったとき、そのときボランティアやっていた方なのですけれども、ボランティア朝早くからやっているもので小腹がすいたということで、ロイヤルへ米粉パン買いに行ったらなかったと、それですぐできますからちょっと待ってくださいという、その待ち時間1時間待ったということなのですけれども、それでまたそのとき仮にあんパンならあんパンを5個買えば、もうそれでおしまいと、そういうことになっていたそうなのですけれども、本当にこれで今後もこういうふうに、公務員だからこういうふうにやっているのか、それはちょっとわからないとは言っていたのですけれども、今後もこういう運営をしていくのかと疑問を持ったという言葉があったのですけれども、20年度で1億1,000万円ほどの赤字になっているのですけれども、今後もこういう運営方針を変えていく気はないのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） 米粉パン、売店で売ってございます私どもつくっている米粉パンのことでございますが、確かに米粉パンについては非常に売れておりまして、なくなるというのが続いてございます。ただ私どもホテルのスイーツ部門、いわゆるパン部門につきましては、今出るから、では今のキャパシティーがお客様に出すパンの数、そして売店の数というのをはる程度抑えていまして、そのほかに同一の人間がショコラ、皆さんご存じの、それからスイーツ関係、ホテルのお客様の夜のスイーツもつくってございます。そんな関係上、工場と申しますか、つくる場所が限られておりまして、出るから増設をして大きくして物を持っていこうということになりますと、今までと同じになってしまいます。今の中でできるだけ頑張りながら、まずやらせていただきたいということで、現場は思っております。そういう形の中で、来た方になかったよというの何度か言われてございます。できるだけつくるようにはしておりますが、また出るからといってこれ以上、この後機械を増やしたり、場所を大きく増設したりということをやめまして、宿泊客をまず伸ばすという努力をしていきたいというふうなことで思っております、確かに今松浦さんおっしゃるようなことはあるかと思いますが、できるだけ頑張っていきたいなと思っておりますので、ご理解よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） まず、国体のときはロイヤルも満室だったと思うのですけれども、全国から来ているのに、せっかく胎内市の産物をアピールするチャンスだったと思うのです。それで、その品物が不足だったということは、まず第1に工場が今小さかったと言っておりますけれども、民間なら手伝わせてもつくると思うのです。そういう考えはなかったのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） 国体の皆様にいろんな形の中で喜んでいただこうというのは、現場サイドでみんなやってございました。こればかりは、やはり数つくる限りがありまして、朝食等に来た方々に、お客様にまずお出しをするというのを一番主体に置いております。夜までやってございますが、入れる機械というのは限られてございまして、今回やはりできるだけ宿泊の団体の国体に来ているお客様にできるだけ出していこうというようなことを主眼に置いてやったものでございまして、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 佐藤委員。

○委員（佐藤武志君） 199ページの12節の役務費です。この中に手数料768万5,769円とありますが、内訳ちょっと教えていただきたいと思えます。

○委員長（渡辺 俊君） 胎内リゾート振興課長。

○胎内リゾート振興課長（佐藤茂雄君） この中には、クリーニングの手数料と、それからトイレ関係でグリスタップ、それからカラオケ関係、浄化水の検査、温泉成分の検査、車両関係、全部この手数料のところから出させていただいております。

○委員長（渡辺 俊君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 195ページのクアハウスたいないについてお伺いしますけれども、昨年の収入見ますと3,000万円強でございまして、支出が約7,600万円、約4,500万円の赤字になっているわけですが、この辺について健康増進をやっているの、そういう面からいくと保健医療とか、そういうものが少なくなっているという見方すればそれまでなのでございしますが、これをやはりもう少し経営改善をやっていかないと、こんなような状態が続けますと、これからやはり経営はかなりひどくなるのではなからうかと思うので、この辺の経営改善の考え方なんか、もしありましたらお聞かせ願いたいのでございますが。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） クアハウスの経営改善の関係でありますけれども、この議会に指定管理者制度の導入について提案させていただきまして、まず指定管理者の早期導入ということで、この12月、または3月を目指して具体的な条例改正後の指定管理者の選定ということで手続を踏んでいきたいと思っております。

それから、経営の収支の内容でありますけれども、確かにご指摘のとおり年々経費も増えているということでもあります。特に20年度はエネルギーの関係で灯油をかなり使用しているという状

況でありますので、その年によって原油の価格の高騰というものもあります。また、建物設備も含めまして、やはり年数経過しているものですから、特にポンプ類、そういったものの一番大事なところが老朽化して、それに対する修繕、工事というものが重なっているというような状況でありますので、それらを指定管理の導入に向けまして、またそういったものの具体的な施設の維持管理についても研究していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 各種貸付金についての件数わかったら、年の途中で相当増額補正していただけますけれども、こういう経済状況なので相当件数が増えたと思われそうですが、件数、保証料のほうも、補給金。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） 中小企業育成資金の20年度の貸付金の件数が13件となっております。参考として20年度の決算でありますけれども、21年度、決算もありますけれども、かなりの融資の申し込みということで今入っておりますし、具体的なことで言いますけれども、9月末の実行件数で言いますと地方産業育成資金が12件、中小企業育成資金が25件の申し込みが今現在9月末であります。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 去年の秋から緊急融資の申し込みの際に、自治体の長の認定が必要なものがあつたのですけれども、その数というのは把握していますか。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） 中小企業信用保険法による認定申請状況でありますけれども、20年度で、その法律に5号認定と通常言っているのですけれども、売り上げの3%以上、今期の前3カ月の売り上げと現状同期の3カ月の売り上げの3%以上の差があるとその認定を受けるということで、市で証明するのですけれども、これが130件、5号認定が、となっております。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 195ページのカントリーパーク費なのですけれども、支出が766万円ぐらいで、収入が72万円、さっきのフラワーパークと同じような話をさせていただきますけれども、赤字の要因が何であるのかという、隣の樽ヶ橋遊園は黒字になっていますけれども、不思議だなというふうに思っております。赤字の要因をどのように分析されているのか。

もう一つ、今回22年度から観光関係施設の14プラス1で15くらいの施設を指定管理者制度の移行の条例改正に上げていますが、カントリーパークはたしか上がっていませんけれども、なぜ上げないのかというのを教えていただきたいと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 商工観光課長。

○商工観光課長（天木秀夫君） カントリーパークにつきましては、20年度の職員配置で正規職員

を1人配置しているということで、それで売り上げの関係につきましては、まず入場料が遊園と同じ入り口で、遊園の共同で屋敷続き、施設が続きなものですから、入園料は1本ということで、遊園のほうにまず入園料を上げていますと、あとは使用料関係でゴーカートですか、そういったものの乗り物の使用料が唯一の収入ということでもあります。それで、あと遊園のほうの人件費につきましても、皆臨時、パートということで対応させていただきまして、職員がカントリーにあるということで、その辺の収支の関係が出てくるということでもあります。

それから、指定管理の中に樽ヶ橋のカントリーパーク、遊園も入れていないということですが、リゾート再生に向けたプロジェクト等で2年、3年とやってきた中で、とりあえずリゾート分の集積しているホテルを中心にした遊園、スキー場、あの地区をまず重点的に再生していくということで、まず方針を打ち立てまして説明したところであります。それで、樽ヶ橋についても当然同じ施設の経営状況も見ていかねばならないということでもありますけれども、クアハウスにつきましても先ほど言ったように指定管理者ということで、またここも前にもお話ししたように健康増進を目的とした位置づけで今後施設の運営方針を決めていくということで考えていますし、またグランドホテル、それから遊園もありますけれども、ここもリゾートの再生に向けた段階では、施設自体が老朽化しているということで、なかなか誘客のものが図れない状況であることも踏まえて、リゾート修正、ロイヤルを中心にしてとところでやっていくということでスタートしたところであります。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 私、実はロイヤル胎内パークホテルの償還が始まっているのですので、本来であれば先ほど開会前に委員長がすべての審議が終わって各款にわたる共通の部分はその辺で質問してくれという委員長のお話ではございましたが、せっかくここにロイヤル胎内パークホテルという項目がありますので、その辺質問してよろしゅうございますか。許可を得てから質問します。

○委員長（渡辺 俊君） 20年度決算についてですよ。

○委員（赤塚タイ君） ありがとうございます。20年度決算に資する資料の中にロイヤル胎内パークホテルのいよいよ、1回でないと思うのですが、何回か償還が始まっております。その償還の部分は市債で償還しているのですが、その市債の償還金額と、それから交付税対応ということで、交付税の中にバックがあるというか、そういう部分が何十%のバックなのか、その辺をお聞きしたいのですが、財政課長がいますので、お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） ロイヤルの起債に対する交付税のバックの話なのですが、一応ロイヤルで借りた地域総合整備事業債の財政事情にもよるのですけれども、約5割くらいと見ております。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） では、5割とおっしゃいますが、現20年度において市債の返還がロイヤルは幾らだったのか、それと交付税のほうからロイヤルの部分が幾ら戻りがあったのか、お伺いします。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 20年度のロイヤルの起債の元利償還金でありますけれども、2億4,250万1,000円、そのうち9,607万9,000円が一応交付税バックがあろうかと思っております。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第7款の質疑を打ち切ります。

次に、第8款土木費について説明願います。

地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） ご苦労さまでございます。それでは、第8款土木費につきましてご説明をさせていただきます。

皆様のお手元のページ、207ページになります。1項土木管理費についてご説明申し上げます。

2目の終末処理費では、北排水処理場ほか3つの処理場に係る維持管理委託料が主なものでございます。

続きまして、2項道路橋梁費につきましては、ページが209ページから211ページになりますが、2目の道路維持費では市道全線に係るもので、道路、側溝、舗装修繕及び除排雪委託料並びに道路、側溝、舗装、消雪パイプ等の補修に係る工事請負費が主なものでございます。

次に、211ページ、3目道路新設改良費では道路改良工事等に伴う測量調査委託料及び道路改良、舗装新設、側溝新設改良、道路融雪施設等の工事費、公有財産購入費並びに県道改良工事等に係る負担金並びに単独補助事業に伴う物件補償が主なものでございます。

次に、213ページ、4目橋梁維持費では橋梁補修、修繕が主なものでございます。

続きまして、3項河川費についてでございますが、ページは213から215になります。1目の河川総務費では新堀川の管理、河川除草等委託料及び奥胎内ダム建設工事負担金が主なものであります。

続きまして、ページが217ページのほうになりますが、4項都市計画費についてでございます。2目街路事業費では、駅前広場等の消雪パイプ・井戸点検、冬囲い、清掃、中条駅前駐車場精算機保守管理委託料並びに駐車場精算機の賃借料、都市計画道路中条・駅前通り線の工事の県営工事負担金が主なものでございます。

次に、3目公園費では、白鳥公園ほか10施設の管理委託料、国際交流公園及び森林公園の借地料が主なものでございます。

219ページになります。4目緑化推進費では、緑地管理、植栽委託料が主なものでございます。

次に、5目まちづくり交付金事業では、高野排水路、中条・胎内線道路補修工事等の工事請負費が主なものでございます。

続きまして、221ページのほうになりますが、5項の住宅費については、1目住宅管理費で修繕費、住宅管理等の委託料及び借地料並びに市営、県営住宅等の補修工事費が主なものでございます。

次に、223ページ、2目住宅建設費では特定公共賃貸住宅建設工事設計監理委託料及び建設工事費、3棟分でございますが、その工事費並びに特定公共賃貸住宅建設用地費が主なものでございます。

次に、3目住宅建設融資費では、住宅建設宅地購入資金貸付金利子補給金が主なものでございます。

以上で第8款土木費の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第8款土木費について質疑を行います。ご質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 216ページです。それで、今休止どうかかなどとって話題になっている奥胎内ダムの負担金として四百何十万円上がっているわけですが、これはやはり県の工事だということ、1割負担ということで数字上がっているのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 奥胎内ダム負担金につきまして、県が99.4%、胎内市が0.3%、あと電ケンも関係ありますので、企業者が0.3%、合わせて100%という内訳でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 212ページの除雪事業についてお伺いしたいと思います。

一番上の除雪委託料ということで大体7,700万円かかっておりますが、胎内市でどのぐらいの距離の除雪管理をしているのか。それと、去年はどのぐらい、例えば何日なのか、何時間だかわかりませんが、を予定して実績は何日だったのか、その2点をお聞かせください。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 延長通してではちょっと後ほどお知らせさせていただきますが、実質出動したのが中条地区で10日、黒川地区で24日という形になってございまして、これらの除雪に係る経費がここにもものっておりますように、除排雪委託料ということで6,574万314円という内訳になってございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） あと関連なのですが、今後除雪の部分と消雪パイプ、両方で雪対策を考えておられると思うのですが、道路のです。今後どんな形、消雪パイプもつくっていくのか、それ

とも除雪一本で管理していこうとしているのか、その考え方を教えていただけますか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） やはり狭い工事等については、なかなか最近小さい機械が不足しているということもありますので、できるだけ消雪パイプ等でやりくりをしていけば最適かなというふうに思っておりますし、近年県のほうでもなかなか消雪パイプのほうについての新設が難しいという状況下になっていきますので、当市としてもできるだけ幅員のあるところについては機械除雪等を主にしながら、地域的なものも加味しながら消雪パイプ等もあわせて整備をしていくというふうに、両刀遣いでやっていきたいというふうに思っております。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 同じく212ページなのですけれども、私前にも言ったのですけれども、負担金補助金及び交付金の中の雪センター負担金、9万円とわずかなのですけれども、これ負担するほどの効果があるのですか、まずそれお聞きします。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） これは、前回もご質問いただきましたが、全国組織での雪センターということで加盟をしているものでございますので、それなりにやはり全国的な問題を把握しながら有効的な除雪等に加味をするということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第8款の質疑を打ち切ります。

次に、第9款消防費について説明願います。

総務課長。

○総務課長（小林静雄君） それでは、引き続きまして第9款消防費についてご説明させていただきます。

消防費全体の執行率は88.0%でありました。226ページをお開き願います。2目非常備消防費の1節報酬費では、消防団員総勢735名の報酬であります。また、9節旅費の費用弁償では、火災出動12回、224人、演習及び訓練が5回、1,359人、そのほか25回、1,597人で、延べにしまして42回、3,180人に対する費用弁償であります。11節需用費の消耗品費では、消防団の活動服、雨がっぱ、Tシャツ、安全靴、ヘルメット等の購入したものであります。

228ページをお開き願います。3目消防施設費では、18節備品購入費では小型動力ポンプ積載車を平木田駅前、乙、近江新、坂井、大長谷の各分団に1台ずつ配備したものであります。

4目防災費、11節消耗品費では市役所、築地小学校、きのと小学校、黒川支所、大長谷小学校、鼓岡小学校に災害備蓄品を配備した経費であります。

以上で9款消防費の説明を終わらせてもらいます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第9款消防費について質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第9款の質疑を打ち切ります。

ただいま第8款の中で川崎課長から保留された答弁について発言の申し出がありますので、これを許可します。

地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 先ほど薄田委員さんのほうから除雪延長のご質問がございました。大変申しわけありませんでした。262.6キロメートルです。約3キロということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） ありがとうございます。

次に、第10款教育費について説明願います。

学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） それでは、第10款教育費についてご説明いたします。

231ページをお願いいたします。第1項教育総務費では、教育委員会費並びに事務局費で職員給与等の諸経費が主なものでありますが、233ページ、負担金補助及び交付金では新たなものとして、昨年度から各小学校で実施いたしましたふるさと体験学習事業に係る補助金が含まれております。

233ページからの第2項小学校費のうち、235ページにあります1目学校管理費の7節賃金は、中条、柴橋、きのと、築地、黒川小学校の特別支援学級の介護員及び柴橋、鼓岡、大長谷小学校の複式学級の学習指導員等の賃金であります。同じく13節委託料は、中条、きのと、築地小学校のスクールバス運行委託料と各小学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料に加え、238ページにあります中条小学校と大長谷小学校で昨年度実施しました耐震診断委託料が主なものであります。また、14節使用料及び賃借料は、各小学校に設置しておりますコンピューターとそれを利用するためのソフトウェアのリース料金及び各小学校の校外学習活動に必要とするバスの借上料が主なものであります。また、15節工事請負費は小学校8校の施設整備工事費であります。昨年度の主なものは、大長谷小学校の校舎修繕工事、中条小学校南校舎の雨漏りを解消するため、屋上の防水工事を実施いたしました。また、18節備品購入費は各小学校の施設備品及び教材備品の購入が主なものであります。

次に、2目教育振興費は、13節委託料の英語指導講師派遣委託と239ページ、20節扶助費の要保護・準要保護児童生徒援助費が主なものであります。

次に、3目学校建設費は、柴橋、本条小学校の統合校、胎内小学校建設に要した経費であります。昨年度の主なものは、継続事業となります平成20年度、21年度、2カ年での事業として、校舎建設工事及び管理委託を実施いたしました。また、13節委託料は屋内運動場、食堂、外構工事の実施設計を発注したものであります。

次に、第3項中学校費であります。241ページにあります7節賃金は中条、乙、築地、黒川中学校における特別支援学級の介助員及び学習補助員並びにさわやかルームの指導員の賃金であります。同じく13節委託料は、各中学校で実施しております冬期間のスクールバス運行委託料に加え、中条中学校と築地中学校の耐震診断委託料が主なものであります。また、14節使用料及び賃借料は小学校と同様に各中学校に設置しておりますコンピューターと、それを利用するためのソフトウェアのリース料金等であります。

また、243ページにあります15節工事請負費は、各中学校の施設整備工事費であります。昨年度実施しました主なものは、築地中学校のコンピューター室及び保健室の空気調和設備工事を実施いたしました。同じく18節備品購入費は、各中学校の施設備品及び教材備品購入が主なものであります。また、19節負担金補助及び交付金では、各種体育大会に出場するための派遣費用補助が主なものであります。

次に、2目教育振興費の13節委託料は、小学校と同様、英語指導講師派遣委託料が主なものであります。

次に、第4項幼稚園費では、245ページにあります7節賃金では臨時教諭の雇用のための賃金が主なものであります。同じく19節負担金補助及び交付金は、聖心幼稚園への補助金が主なものであります。

次に、247ページ、第5項学校給食費、7節賃金は、東学校給食センターにおけるパートの調理員及び給食を各学校に運搬する運転員の賃金と黒川地区の自校式で給食調理しているパートの調理員賃金であります。同じく11節需用費のうち修繕費は、老朽化してきました調理器具及び調理場施設の補修が主なものであります。また、13節委託料は西学校給食センター業務の一部を民間事業者へ委託したものが主なものであります。

また、249ページ、19節負担金補助及び交付金では、週3回実施しております米飯給食に係る地元産コシヒカリと標準米との差額を補助する負担金が主なものであります。

次に、249ページからの第6項社会教育費です。1目社会教育総務費及び2目生涯学習推進費では、職員給与及び社会教育振興のための諸経費と芸術文化推進のコンサートや美術鑑賞、生涯学習フェスティバル、放課後子ども教室の経費及び小中学校の英会話教室受講者補助金であります。

251ページ、3目文化財保護費では坊城館跡整備として盛り土工事の施工、鳥坂城跡地試掘調査及び農道整備に伴う史跡調査や文化財保護、郷土芸能保存等に要する経費であります。

255ページ、4目公民館費では、公民館管理運営及び各種学級講座、各種美術展、成人式、板額御前イベント、米村でんじろうサイエンスショー等に要した経費であります。

257ページ、5目産業文化会館費では、産業文化会館の貸し館業務ほか、管理運営に伴う経費であり、経済対策としまして地デジ対応のテレビ入れかえ費用として618万5,000円が繰越明許費

となっております。

259ページ、6目図書館費では図書館の運営管理事業に伴う経費でありまして、図書購入2,080冊で図書貸し出しが7万4,210冊でありました。

261ページから269ページまでの7目陶芸研修所管理費、8目郷土文化伝習館費、9目彫刻美術館費、10目鉱物・陶芸館費、11目文化教育交流促進施設費、これは胎内自然天文館であります。12目昆虫の森費、13目郷土文化保存伝習施設費、これはシンクルトン記念館であります、は、いずれも施設の管理運営費であります。

269ページから275ページの第7項保健体育費ですが、1目保健体育総務費、2目体育施設費では職員の給与費、各施設管理運営費や健康増進とスポーツ振興、競技技術の向上のための各種スポーツ大会、教室等に係る経費のほか、トキめき新潟国体の成功を図るための経費、胎内球場のフェンス工事、黒川体育館内の防虫ネット設置工事、多目的広場駐車場舗装工事に要した費用であります。

以上で第10款教育費の説明を終わらせていただきます。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第10款教育費について質疑を行います。ご質疑願います。

八幡委員。

○委員（八幡行雄君） 2つ願います。1つは、236ページの委託費の中ごろにプール保守管理委託費とありますが、これ小学校ですが、これが何校分なのか、1点。もう1点は、そのままずっと見たのですが、中学校のところにこの管理費が全然ないのですが、これはどういうことなのか、願います。

それから、もう1点ですが、あちらこちらにAEDの借用ののがありますが、この資料のところに、資料の4ですか、全部まとまって一覧表になって非常にわかりやすくよかったと思うのですが、その中で1度だけ、これは塩の湯温泉で1度あるようですが、これを設置しての日ごろの生活の中でどんな状態だったか、もし何かありましたら話し願います。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） プールの保守管理委託料ですけれども、小学校8校あります。小学校については、今柴橋小学校のプールが浄化装置がなくて、一応中止ということで柴橋小学校の児童たちはバスで築地小学校へ送り迎えしてプール授業を行っております。ということで、小学校が8校のうち7校、中学校が4校とも、中条中学校はプールありませんけれども、ほかの3校はプールありますけれども、今中学校では水泳授業としてのプール使用は行っておりません。それで、一応プールの保守管理は発生していないと、こういうことありますので、よろしく願います。

〔「AEDは」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 一応すべての小中学校、それからうちのあれしている幼稚園には AEDは設置しておりますけれども、そこでの今までの使用は一度もありません。塩の湯のやつはちょっと私の方では把握できていないものですから、お願いします。

○委員長（渡辺 俊君） それは商工観光だね。

八幡委員。

○委員（八幡行雄君） なぜプールののお聞きしたかという、中学校の保健体育の指導要領の中にちゃんとプールの項目があるものですから、その取り扱いはどうなのかなというふうなのが1点であります。

それから、AEDについてですが、こういうふうに一覧表あって非常にわかりやすいのです。この前笹口にも8月のお盆のときにカラオケの司会をした主婦の方が、うちでだんなさんの目の前で心拍数とまったという状態で、民間でもこれからだんだん出てくるのではないかなというふうなことがあります。私もグラウンド行っているのですが、グラウンドにも体育館にもあります。そこにいる人に、これ使えますね、使って指導できますねという、ううんという頭のかしげの方が多くありますので、これからそういうふうなことも考えていったらなというようなことで、ここでお話をさせていただきました。

以上であります。

○委員長（渡辺 俊君） 教育長。

○教育長（小野達也君） 新学習指導要領の件、水泳授業が入っているか入っていないかという、私もつぶさに見てということではありませんけれども、今中学校のほうでは武道であるとか、そういうものもいろいろ入ってきて、取り入れている学校、取り入っていない学校があるようがございます。そういった複数の教科の中から、その学校の事情、選択の余地があるのではないかなというふうに思っておりますけれども、なおその辺は私のほうから、また指導主事のほう通じて、また学校のほう確認をしていきたいというふうに思います。

それから、AEDのほうにつきましては、学校という立場からいたしますと、教職員は年1回必ずAEDの講習のほうを受けております。もちろん生涯学習施設のプロパーの職員については、そういった使い方十分承知しているというふうには思いますけれども、やはり施設管理上、臨時の方、または委託を出してやるというような場合がこれは多々あることはあります。AEDにつきましては、使用のときにふたをあけてもらえば、その使用法は書いてあるとはいえ、そういった職員に対しても使い方が周知徹底できるように、いま一度点検をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 240ページ、中学校費なのですけれども、心の相談員事業というのが乙中学校で行われているというふうに説明書にもありますけれども、なぜ乙中学校で心の相談員事業

が行われているのかという質問です。

もう一つは、同じく中学校費で242ページの13節委託料で、学校田の管理委託料21万円というのが上がっておりますが、これは黒川中学校だというふうにお聞きしておりますけれども、一般的な学校田の管理委託料にしては非常に高いというふうに思いますし、その面積や委託内容についてのことについてお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 乙中学校の心の教育相談のほうですけれども、これは開設した時期に乙中学校にだけスクールカウンセラーが配属ならなかったといういきさつがありまして、そのために一応かわる心の教育相談ということで、子供たちのいろいろの悩みとか何かを相談できる場所ということで、心の教育相談を開設したいいきさつがあるのです。そういうことで、今までそれが継続してやっていると、すべての悩み事等を気軽に相談できるというふうな教室があります。

それから、黒川中学校の学校田でありますけれども、これは黒川中学校子供たちに一応学校田で田植えから刈り取りを実習させるために、農家の方に委託をしてきた経緯があります。それが昨年度まで、これは監査委員のほうからもご指摘受けまして、今年度からこの委託料は発生しないような契約方法を結びました。面積は3,130平方メートルであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 254ページの委託料の中で、十二天イタヤカエデ伐採処理委託料とあるのですけれども、これ伐採処理ですよ。ちょっと確認したいのですけれども。

○委員長（渡辺 俊君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 伐採だけで、処理は今のところまだやっておりません。

○委員長（渡辺 俊君） 松浦委員。

○委員（松浦富士夫君） 私、処理と書いてあったので、伐採処理まで一緒と思ったのですけれども、何か目的あって伐採だけであそこにまだ現在放置しているのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 特に目的がなく、今枯れたので切って、処理はこれからやるということでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 4点お願いします。

1点目は、256ページの公民館費、美術展覧会についてなのですけれども、昨年度から審査を設けて審査員とか審査料とか、そういうことに対しての費用が生じたと思うのですが、それらについての今までそれ以前の自由出品に比べての何か効果的なものについてお伺いします。

2点目は、269ページからの保健体育費の中の次のページの272ページにスポーツ教室指導者謝礼等がのっておりますが、スポーツ推進について今年度国体の関係でグラウンドゴルフ教室を設けて非常に大勢の方が参加されて、あれは1人からできるということでいろんな場所で、例えばロイヤル胎内のあそこの芝生のところでもいつでもできて、高齢者の方を対象にという教室だったのですけれども、いつも65歳以上を対象にしたスポーツ推進とかが多いのですが、もっと年齢を下げた50代以降の方の対象は考えられないかという点です。

もう一つは、274ページの体育施設費なのですが、委託料の中でプールシート設営・撤去委託料とありますが、これはどこのプールのシート設計委託料なのでしょうか。

最後は、ちょっと場所がどこかわからないのですが、小学生のふるさと体験学習の推進の中で、ほかの小学校が1泊2日とか2泊3日の中で、中条小学校だけ4泊5日ということで実施しておりますが、その効果について、ほかと比べてどうだったかということについてお尋ねいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 1点目の美術展の関係でありますけれども、専門の審査員の評価を聞き、技術的に向上が図られたという効果がございます。

それから、2点目についてはスポーツ教室でありますけれども、昨年についてはゴルフ、それから野球、スキーということで、こういう教室を開きましたけれども、グラウンドゴルフについても65歳以上という制限は設けなくて行ってきたところであります。

それから、プールでございまして、B&Gのプールでございまして。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） ふるさと体験学習ですけれども、昨年度20年度は中条小学校が4泊5日、ほかの7校が基本的には2泊3日ということで実施いたしました。中条小学校だけなぜ4泊かということ、これは文部科学省が一応今後全国の小学校5年生にふるさと体験学習を実施してもらおうということで、その先取りで文科省の推進校に指定されまして、100%補助で中条小学校は4泊5日を実施しました。ほかは、市の補助金を使いまして一応2泊3日が原則として、各小学校とも5年生を主体に実施いたしました。中条小学校の4泊5日とほかの学校の2泊3日の違い、効果ということでありますけれども、すべての学校が一応当初設定した目標に向かってそれぞれの学校でいろいろな体験を組みまして実施して、大変よかったというお話を各学校のほうから聞いております。それに伴いまして、中条小学校はその倍の4泊しましたので、その辺はいろいろなメニューが組みまれて大変よかったというふうに聞いております。よろしくお願ひします。

○委員長（渡辺 俊君） 新治委員。

○委員（新治ひで子君） 美術展に関しては、入り口に足腰の悪い人が見て回るのに非常に不自由

をしたので、できれば車いすなどを出入り口に設置してほしいという要望がありましたので、お伝えいたします。

あと保健体育の中でのスポーツ関係ですけれども、介護予防のためのスポーツというのは、いつも対象者が65歳以上になっているのですけれども、本当に50代とか60になってすぐ定年後何をしようかというような方たちもぜひスポーツを、50代からスポーツをやっていないというような考えのもとに、ぜひそういう方を対象にしたスポーツも今後考えていってほしいと思います。

あと体育施設の件ですけれども、B & Gプールのプールシートの設定と撤去委託料が毎年42万円かかっているということなのですが、秋から春先、プール開設以外は野ざらしになっている関係で、床とか鉄骨とかがさびて非常に傷みが激しいということをお聞きしまして、私も見せていただいたのですが、これに屋根をつけてすればもっと長もちするというふうに考えられますが、いかがでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） シートを張りっ放しですと雪でそれが傷むというおそれありますので、冬期間は外す、それについて、では今度雨ざらしにならないような方法を考えてまいりたいと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。

○委員（八幡行雄君） お願いします。272ページ、負担金補助金のところで、この資料のところにもあるのですが、スポーツ少年団の負担金と、それから体育協会の補助金120万円と250万円のっています。その予算、決算見させていただきましたところスポーツ少年団の事務費の報償費が6万1,825円に対して体育協会のほうは選手強化費、国体前の年であるのかかわらず、多くの種目を持っていながら17万5,000円、ところがずっと上見ますと事務手当が90万円と、どうも納得しかねるような金額なのですが、補助金でありますので、どこまで回答できるかわかりませんが、お話しできましたらお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（坂上敬一君） 体育協会の補助金についての協会の決算でございますけれども、事務手当に90万円使用されているということでありましてけれども、これについては今現在体協の内部の議論を見守っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 20年度決算に関する資料の中に、小学校、中学校でそれぞれスキー授業の決算額がのっておりますが、これは単純にバス代と見てよろしいのでしょうか。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） 各小中学校冬場スキー授業を行っておりますけれども、主なもの

はスキー授業の講師謝礼、それからバスの運行料、それが主なものでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 森田委員。

○委員（森田幸衛君） 胎内市は、子供のスキー教室をリフト無料で使用させてあげるというふうなことでございますけれども、仮に有料にした場合どのぐらいの経費がかかるということは試算はされていますか。

○委員長（渡辺 俊君） 学校教育課長。

○学校教育課長（河内理助君） たまたまなのでございますけれども、昨年度までは一応リフト無料ということでお願いしてやってきましたけれども、今年度からもらうものはもらわなければならないということで、今試算している状態でございます。大変申しわけありません。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第10款の質疑を打ち切ります。

お諮りします。第11款公債費から歳出の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第11款公債費から歳出の最後まで説明願います。

財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして11款公債費からご説明申し上げます。

277、278ページをお開き願いたいと思います。予算に対する支出割合は99.4%でありました。長期債の元利償還金と一時借入金の利息であります。長期債の元金償還額は18億4,430万6,060円でありました。起債の発行額が11億5,570万円ですので、起債の残高が6億8,860万円ほど減ることとなります。その結果、20年度末起債残高は176億4,750万円ほどになります。また、国の公的資金保証金免除繰上償還の制度にのりまして、2,745万3,326円繰上償還をいたしました。一時借入金につきましては、基金よりの繰りかえ運用を行ったものの利子相当分であります。

次に、279、280ページをお開きいただきたいと思います。第12款諸支出金であります。予算に対する支出割合は96.1%であります。1項1目公共下水道事業支出金、1項2目工業用水道事業支出金につきましては、それぞれの会計へ補助金として当初予算どおり支出をさせていただきました。

1項3目水道事業支出金につきましては、国の地域活性化・生活対策臨時交付金の一部を石綿管更新事業補助金として支出したものであります。

また、水道事業会計予定していました貸付金につきましては、水道事業会計の経理状況から不要となり、不用額とさせていただきました。

次に、281、282ページ、第13款災害復旧費であります。20年度は支出はありませんでした。

次に、14款予備費であります。283、284ページをごらんいただきたいと思います。予算に対する支出割合、いわゆる充当割合であります。59.4%であります。予備費を使用したのは30件、6,097万円であります。充当先及び金額につきましては、備考欄に記載のとおりであります。主なものは、市税過誤納等還付金や除排雪の経費、小学校の災害復旧に要した経費に充てたものであります。

以上、歳出の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第11款公債費から歳出の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳出の質疑を打ち切ります。お諮りします。ここでしばらく休憩したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、2時25分まで休憩いたします。

午後 2時1分 休 憩

午後 2時2.5分 再 開

○委員長（渡辺 俊君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

それでは、歳入の第1款市税について説明願います。

税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） それでは、歳入の第1款市税についてご説明いたします。

事項別明細書の19ページから22ページをごらんください。市税全体の決算額は41億4,441万5,000円で、前年度と比較しますと3,325万6,000円、率にして0.8%の増でありました。歳入全体に占める市税の割合は27.2%となっております。

税目別に見ますと、1項市民税は17億1,680万7,000円で2,574万5,000円の増でありました。このうち1目個人市民税は11億9,843万9,000円で、前年度より1,575万7,000円、率にして1.3%の増でありました。

また、2目法人市民税につきましては5億1,836万8,000円で、前年度より998万8,000円、率にして2.0%の増となっております。

2項1目の固定資産税は、前年度比0.5%増の20億8,218万8,000円でありました。現年課税分の内訳として、土地は前年とほぼ同額でございますが、家屋については8億2,837万円で、前年度より1,647万円、率にして2.0%の増であり、これにつきましては新築、増築等の増によるものであります。償却資産については、1,242万9,000円の減、率にして2.3%の減で、5億3,536万円

でありました。これは、会社の資産の廃棄等によるものであります。軽自動車税は7,386万円で、前年度とほぼ同額でございました。市たばこ税は、前年比で8.6%の減、税額で1,629万円の減で1億7,335万9,000円でありました。これについては、喫煙者が年々減少していることによるものと、タスポが必要なことから利用店が限られたこととあります。鉱産税は8,470万円で18.4%の増、税額にして1,316万3,000円の増でございます。これについては、昨年春から夏にかけての原油高騰によるものであります。次ページの入湯税につきましては、1,350万円で前年度より92万3,000円の減、率にして6.4%の減となっております。

不納欠損額につきましては、市税全体で1,434万円ですが、主なものとしては固定資産税の滞納繰越分で、1,064万円でございます。欠損の要因としまして、倒産による会社解散及び競売により資産なしとなった企業の固定資産税債権の即時消滅、また死亡、相続放棄、居所不明等により徴収することができないことが明らかであるものについて処理したものであります。徴収率につきましては、市税全体での現年度分で98.88%、滞納繰越分で23.61%、合計で95.38%と前年より0.78ポイントアップいたしました。

以上、簡単ではありますが、市税についての説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第1款市税について質疑を行います。ご質疑願います。

赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 昨年課長のほうから懇切丁寧に滞納者に対するいろんな法的の手順をご説明いただきまして、なるほどという中に、今回見たらすごく回収率がよかったと、これもやはり執行部の皆さんのご努力かなという中に、相変わらず不納欠損があると、国民の義務である税金を滞納しているその要因は、机上の面においては法人税においてはいろんな要因が示されました。そこでお伺いしますが、今回は不納欠損額は少ないですが、法的手順を踏んで、例えば差し押さえとか、そういう部分で徴収された経緯があったのか、件数があったのかどうか、お伺いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） ただいまの件でございますけれども、一応順序といたしましては納期限後20日以内に督促状を送らなければならないわけでございますし、そして本来税法でいいますと20日以内に督促状、そして督促状発送後10日を経過したら差し押さえしなさいというような法的順序があるわけですが、私どもはすぐそこに走らないで、督促状と差し押さえの間に納付のお願いという文書を出して、なおかつ何も返事来ないというような場合、文書で催告するわけです。それでも全然電話でも何でも返事何にも来ない人がいるわけですが、そのときは今度差し押さえの事前通知、差し押さえしますよというような通知出すわけです。そして、それでも何も言ってこないものですから、それからようやく差し押さえに入るといったような順序でやっているわけです。

いろいろと中にもちゃんと電話なり、私どものところに出向いてきたりして、いろいろ相談する方もいらっしゃいますので、私らは常に滞納者と申しますか、納税者の気持ちになって懇切丁寧に対応しているわけでございますし、一気に払われなかったら分割でも結構だから、ちょっとずつでも払ってくださいというふうにお互い腹を割ってと言えればいいか、お互いの気持ちになって相談を受けている、そういうことが徴収率アップにつながったと思うわけでもございますけれども、またなかなかそれだけで徴収率アップ、来年またどうなるかちょっとわかりませんが、そういうふうに行っているわけでございます。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） ということは、でも実例としては三百三十何がしの欠損額があるのですが、そういう部分の該当者はなかったのですか。

○委員長（渡辺 俊君） 税務課長。

○税務課長（須貝吉雄君） 差し押さえした件数とかでしょうか。20年度に差し押さえした分については、全部で91人になります。件数は1人の人で税目2つぐらいある人もありますので、人数は91人、件数は101件ということで、差し押さえの額は延滞金等も含んで651万6,797円でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 丸山委員。

○委員（丸山孝博君） 今の赤塚議員の質問というのと答弁というのは全く違うと思うのです。赤塚議員が言っているのは、不納欠損の内容について言っているわけで、そのことについては不納欠損は不納欠損なのだから、そんなの別に差し押さえだとか、問題があるということにはならないと思うのです。課長が言っているのは、それ以外のものを言っているわけでしょう。だから、質疑と答弁というのは違うのです。差し押さえ聞いているけれども、不納欠損のことばかり言っているわけだ。不納欠損のことと差し押さえ違うのだから、そこは課長よく説明したほうがいいのではないですか。不納欠損というのは法的に基づいてやっているものだ。不納欠損が多いから問題だというのは、問題ではないのです、これは。やるべきことをちゃんとやっているのだから、それ以外のことを聞いているわけだけれども、答弁と質疑というのと全く食い違いがある。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第1款の質疑を打ち切ります。

お諮りします。第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについて説明願います。

財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までを説明をさせていただきます。

23ページの第2款地方譲与税から35ページの第8款自動車取得税交付金までにつきましては、前年度と比較しますと第3款の利子割交付金以外はすべて減となっております。景気の悪化に伴う影響が出ているものと考えられます。

次に、37、38ページ、第9款地方特例交付金につきましては、前年度より1,575万7,000円増となりました。これは、1項1目地方特例交付金で住宅ローン控除に係る減収分についての補てんとして増額となったもの、また道路特定財源の暫定税率の執行期間中における減収を補てんするために20年度限りで措置されました3項1目地方税等減収補てん臨時交付金が交付されたことが主な要因であります。

次に、39、40ページ、第10款地方交付税についてであります。普通交付税につきましては、前年度と比較しまして4億694万1,000円、率にして11.66%の増となりました。これは、国の予算の増額に伴う基準財政需要額の増加と基準財政収入額の減が要因であります。

特別交付税につきましては、前年度と比較しまして530万7,000円、1.0%の増となりました。

次に、41、42ページ、第11款交通安全対策特別交付金につきましては、前年度より7万2,400円の減となっております。

以上、歳入の2款から11款まで説明申し上げました。よろしくお願いたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第2款地方譲与税から第11款交通安全対策特別交付金までについて質疑を行います。ご質疑願います。

鈴木委員。

○委員（鈴木信雄君） 財政課長ベテランでありますので、参考までにお聞きしますが、きょうの新聞で今年度よりも来年度1兆円地方交付税増えるというようなニュースあったのですが、1兆円増えることによって本市としてはどのくらい影響ありますか。財政課長ベテランですので、想像してください。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 今ちょっと聞いた情報だけでありまして、まだちょっと試算まではいっていませんので、ご容赦願いたいと思います。

○委員長（渡辺 俊君） 丹呉副市長。

○副市長（丹呉秀博君） 総額40億円、普通交付税ですと38億円ですか、40億円でやってみましたところ2億三、四千万円というところですね、地方分がです。

以上です。

○委員長（渡辺 俊君） 赤塚委員。

○委員（赤塚タイ君） 地方交付税についてお伺いしますが、先ほどロイヤルホテルの地方交付税の措置ということでお伺いして、金額お伺いしたのですが、そのほか何件こういう対応の施設があるのか、それで金額は幾らなのか。

○委員長（渡辺 俊君） 財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） 対応と言われた場合、非常にちょっと出てこないのでありますけれども、交付税には基準財政需要額と収入額であって、その差額が原則的に普通交付税として来るわけであります。その中には一応単位費用の費目というのがありまして、まず道路橋梁費から始まって都市計画費、公園費、下水道費、その他の土木課と小学校、中学校、その他教育、あと厚生では生活保護等々であるわけでありまして、相当ありまして、需要額の総額でいきますと70億9,833万4,000円が一応需要額の総額だということでありまして。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で第2款から第11款までの質疑を打ち切ります。

お諮りします。第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについては一括して審査したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、一括して審査を行います。

それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて説明願います。

財政課長。

○財政課長（熊倉利伸君） それでは、引き続きまして43、44ページ、第12款分担金及び負担金以降につきましてご説明を申し上げます。

分担金負担金でありますけれども、前年度と比較しまして88万円ほど減となりました。これは、1項2目1節保健衛生負担金において健康審査個人負担金が制度改正により減少したことが主な要因であります。

次に、45、46ページ、第13款使用料及び手数料であります。前年度と比較しまして683万2,000円ほど減となりました。これは、47、48ページの1項7目2節住宅使用料でコーポカーボンデールの使用料や特定公共賃貸住宅使用料などの減が主な要因であります。

次に、53、54ページをお願いいたします。第14款国庫支出金であります。前年度と比較しまして2億5,062万円ほど増となりました。主な要因は、1項国庫負担金では2目1節小学校費国庫負担金で公立学校施設整備費負担金や、2項国庫補助金では、55、56ページの4目1節総務費国庫補助金で定額給付金関係の補助金、6目1節地域活性化・緊急安心実現総合対策交付金、あと57、58ページで8目1節地域活性化・生活対策臨時交付金の交付を受けたことなどでありまして。

次に、59、60ページ、第15款県支出金であります。前年度と比較しまして8,300万2,000円ほど減となっております。これは、61、62ページの2項4目1節農業費県補助金や、63、64ページ、2項8目1節合併特別交付金などの減が主な要因であります。

次に、第16款財産収入であります。69、70ページをごらんいただきたいと思います。前年度と比較しまして6,104万5,000円ほど減となっております。19年度はバスの売却代金があったため、その分が減ったものと考えられます。

次に、71、72ページ、第17款寄附金であります。前年度と比較しまして3,797万1,000円ほど減となりました。バイオマスタウン構想推進事業寄附金がなくなったものが主な要因であります。

次に、第18款繰入金であります。73、74ページをお願いいたします。前年度と比較しまして2,445万1,000円ほどの減となっております。財源確保や特定目的のために取り崩した基金は8基金、2億5,064万7,907円であります。

また、75、76ページの2項特別会計繰入金は貸付金に係る返還金や前年度精算金が主なものであります。

次に、79、80ページ、第19款繰越金であります。前年度からの繰越金は6億5,731万898円でありました。前年度と比較しまして2億5,126万8,937円の減となりました。

次に、20款諸収入であります。81、82ページをお願いいたします。前年度と比較しまして3億5,025万7,000円ほどの増となりました。地方産業育成資金貸付金元金収入や中小企業育成資金元金収入が増えたこと、また85、86ページ、5項1目2節総務費雑入では、宅地造成事業会計精算金やふるさと市町村圏基金精算金があったことが主な要因であります。

次に、歳入の最後になりますが、93、94ページ、第21款市債についてであります。20年度は、11億5,570万円借り入れをしました。歳出の公債費のところでも申し上げましたが、起債の元金償還が18億4,430万6,000円ほどですので、起債残高が6,886万円ほど19年度末より減少したことになります。

5目の合併事業債についてであります。20年度は6事業に充当いたしました。合併特例債の借り入れは、5億4,070万円であります。合併特例債の発行は、基金の造成分も含めまして19億4,710万円ほどになります。

長くなりました。これで歳入の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡辺 俊君） それでは、第12款分担金及び負担金から歳入の最後までについて質疑を行います。ご質疑願います。

小野委員。

○委員（小野康男君） ページの71です。ふるさと納税の寄附金等が上がってございます。内容から見れば額は少ないのでありますが、これはよその都市から胎内市に入ってくるものと理解するわけですが、これは主に関東圏のほうが多いのか、その点の根拠の一端を参考までにお伺いした

いと思いますが。

○委員長（渡辺 俊君） 総合政策課長。

○総合政策課長（岩川一文君） ふるさと納税につきましては、20年度は3件でございます、どこからかといいますと、東京が2件、それから新潟市の方が1件、都合3件でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。

○委員（八幡行雄君） お願いします。48ページ、住宅使用料の欠損のところが106万6,966円なのですが、これは何人になるのでしょうか、もしわかりましたら。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 該当する方は2名でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 八幡委員。

○委員（八幡行雄君） 滞納者の報道見ますと、住宅でなかなかお金払えないで非常に困って悩んでいると、場合によっては命を落とすような方もおられるというふうな報道も私見ているのですが、この2人の方あたりはそういう心配はあまり感じられない方なのでございませうか。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） Aさんは、平成15年にお亡くなりになりまして、保証人等の方も破産をしようという状況下で不納欠損というような形で処理をさせていただきました。また、Bさんという方は、本人が平成16年に破産をいたしまして、保証人がその後お亡くなりになったということで、そういう処理をさせていただいたという内訳でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 松井委員。

○委員（松井恒雄君） 今のページなのでございますけれども、住宅使用料の件でございます。収入未済額が2,000万円強出ているわけですが、これ先ほど財政課長のほうからカーボンデールと特定賃貸住宅の使用が減ったということであったのでございますけれども、当初の調定額が当初予算での見積もりが高かったのか、その辺内容的にどうしてこうなったのか、その辺もう少し詳しくお願いします。

○委員長（渡辺 俊君） 地域整備課長。

○地域整備課長（川崎裕司君） 当初時点では、こういう形で徴収をするということで予算計上させていただきました。いろいろな諸事情によりまして、対応する人間的な方が今まで2名というような形で対応していてやりくりをしてきたのですが、たまたま20年度1名というような対応になってしまいました。その中でとても滞納整理までいかないということで、少し徴収額が落ちたという形でありますので、本年度また2人になって一生懸命今取り組んでおりますので、ひとつご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（渡辺 俊君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で款ごとの歳入の質疑を打ち切ります。

それでは、これより認定第1号の各款に共通する事項について質疑を行います。ご質疑願います。

薄田委員。

○委員（薄田 智君） どこの款がよくわからないので質問させていただきますが、最近老人のひとり暮らしとか、夫婦で住まわれた方がお亡くなりになったり、あとは自己破産でいなくなったりという形で、全然住んでいない、廃虚となった家が多いと、またそのだれも管理していない住宅地の部分で草がぼうぼうに生えて、非常に蚊がわいたり、いろいろな部分で問題があるという話を聞くのですが、20年度あたりそういう苦情的なものがあったのかないのか、その辺をお聞かせ願いたいのですが。

○委員長（渡辺 俊君） 総務課長。

○総務課長（小林静雄君） 20年度中には、私の守備範囲のところではそういうお話は承ってはいないというのが実態でございます。今現在1軒が家屋が倒壊しそうな住宅があるということで、この前の台風18号のときには、そこの集落の方に万全を期すようにというふうな指導はしておりました。

以上でございます。

○委員長（渡辺 俊君） 薄田委員。

○委員（薄田 智君） 私のほうもいろいろやはりその相談がありまして、そういうふうな事案があるというのは事実でございます。しかし、なかなか行政のほうでお願いしても改善されないという部分があります。今後そういったケースが増えてくるように私は思います。ぜひやはり市民の安全とか安心というのは当然行政がやるべきなので、そういう部分に関して今後どう対応されるのか検討されて、そういう部分で検討していただきたいという意見、要望……そういう方向で、そういうふうな形で……

○委員長（渡辺 俊君） 市民生活課長、そういうことだそうです。

ほかにご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご質疑ないようなので、以上で認定第1号についての質疑を打ち切ります。

以上で当委員会へ付託された議案に対する質疑は終了しました。

これより各議案の採決を行います。

それでは、認定第1号 平成20年度胎内市一般会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第1号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第1号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第2号 平成20年度胎内市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第2号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第2号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第2号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第3号 平成20年度胎内市老人保健事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第3号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第3号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第3号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第4号 平成20年度胎内市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第4号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第4号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第4号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第5号 平成20年度胎内市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決いたします。

認定第5号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第5号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第5号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第6号 平成20年度胎内市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第6号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第6号は認定すべきと決定いたしました。

これより附帯決議として認定第6号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第7号 平成20年度胎内市公共用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第7号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第7号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第7号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第8号 平成20年度胎内市黒川診療所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第8号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第8号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第8号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第9号 平成20年度胎内市観光事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第9号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第9号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第9号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第10号 平成20年度胎内市地域産業振興事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第10号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第10号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第10号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第11号 平成20年度胎内市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第11号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第11号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第11号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定12号 平成20年度胎内市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第12号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第12号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第12号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第13号 平成20年度胎内市鹿ノ俣発電所運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第13号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第13号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第13号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第14号 平成20年度胎内市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第14号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第14号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第14号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第15号 平成20年度胎内市公共下水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第15号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第15号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第15号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第16号 平成20年度胎内市水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第16号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第16号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第16号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

次に、認定第17号 平成20年度胎内市工業用水道事業会計決算の認定について、直ちに採決したいと思うが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議ないので、これより採決します。

認定第17号は認定すべきと決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第17号は認定すべきと決定しました。

これより附帯決議として認定第17号に付すべき意見の聴取を行います。ご意見はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（渡辺 俊君） ご意見がないようなので、以上で意見の聴取は終了いたします。

以上で本委員会に付託されました議案の審査はすべて終了いたしました。この結果を最終日に報告いたします。

これをもちまして決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 3時08分 閉 会